

2019年度 まちづくり戦略会議

「戸田型 15 年教育」の実現 に向けた調査研究

戸田市まちづくり戦略会議

2020年3月

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1.1 | 背景 | 1 |
| 1.2 | 目的 | 2 |
| 1.3 | 調査方法 | 2 |
| 1.4 | 本報告書の概要 | 3 |
| 第2章 | 戸田市における子どもの現状 | 4 |
| 2.1 | 人口等の現状 | 4 |
| (1) | 人口 | 4 |
| (2) | 出生 | 6 |
| (3) | 園児・小学生・中学生 | 9 |
| 2.2 | 子どもに対する既存の取組 | 14 |
| 2.3 | 子どもに関する今日的な問題 | 16 |
| 第3章 | 「戸田型15年教育」の方向性 | 20 |
| 3.1 | 各種計画における基本理念・目標等 | 21 |
| (1) | 戸田市の教育振興に関する大綱 | 21 |
| (2) | 第3次戸田市教育振興計画 | 22 |
| (3) | 戸田市子ども・子育て支援事業計画 | 24 |
| (4) | その他子どもに関わる計画 | 26 |
| 3.2 | 「戸田型15年教育」に必要な視点 | 29 |
| 3.3 | 「戸田型15年教育」の共通言語化 | 35 |
| 第4章 | 先行事例 | 37 |
| 4.1 | 草加市「幼保小中を一貫した草加の教育」 | 37 |
| 4.2 | 福井県「福井型18年教育」 | 42 |
| 第5章 | 「戸田型15年教育」実現を目指して | 46 |
| 5.1 | 「戸田型15年教育」の定義・理念の設定 | 46 |
| 5.2 | 「戸田型15年教育」実現に向けた方策 | 48 |
| (1) | 理念の浸透 | 48 |
| (2) | 子どもに関わる取組の見える化 | 49 |
| (3) | 庁内連携の強化 | 51 |
| 第6章 | おわりに | 54 |
| | 主な参考文献・資料 | 55 |

第1章 はじめに

1.1 背景

近年、人口減少や少子高齢化、グローバル化、技術革新、地域コミュニティの希薄化、子どもの貧困問題など、社会環境や教育をめぐる様々な課題が発生しており、将来を予測することが困難な時代となっている。そのため、子ども達に対する「教育¹」の重要性はこれまで以上に高まっており、個人の価値を尊重しながら、一人一人の可能性を最大限引き出し、将来に希望が持てる教育環境の実現が不可欠な要素となっている。

このような中、本市では、市の最上位計画である「戸田市第4次総合振興計画」基本目標Ⅰにおいて「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」を掲げ、家庭と地域社会全体で子育て世代を応援する環境を構築すること、更には確かな学力の育成やたくましく心豊かな子どもを地域社会で育てることを目指すべき姿として示している。

また、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画「第3次戸田市教育振興計画」では、基本理念を「生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田」と定め、やり抜く力を育む教育を推進するとともに、よりよい教育環境を整備するため、産官学民及び家庭・地域と連携し、知のリソースの活用を図ることを重視して取り組んでいる。

「戸田市の教育振興に関する大綱²」では、本市が目指す「とだっ子」像として「希望を持ち、思いやり、未来を拓くため 最後までやり抜く児童生徒」を掲げている。同大綱では「よりよい教育環境を整備します」と目標を定め、ハード整備のみならず、特別支援教育の充実や家庭・地域の教育力向上、家庭・学校・地域の連携など、本市らしい教育の推進が示されている。さらに、2018年5月に開催された総合教育会議では、市長から今後は家庭・地域・学校の「横の連携」をより強固なものとするに加えて、幼児期（幼稚園・保育園）、小学校、中学校といった「縦の連携」を充実させることで、本市独自の0歳から15歳までの切れ目のない一貫性のある教育を推進することが示されたところである。

このように、本市の教育行政に関する方針に鑑みると、福祉や子育て支援、教育など市長部局と教育委員会との連携が今まで以上に求められ、子どもの最善の利益を目指して、子ども達一人一人の可能性とチャンスを最大化するような「連携」が共通する認識となっている。また、文部科学省「第3次教育振興基本計画」においても、「これから

¹ 教育基本法第1条（教育の目的）では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と定められている。

² 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（2015年4月施行）により、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」こととなった。

の教育は、人間の「可能性」を最大化することを幼児期から高齢期までの生涯にわたる教育の一貫した理念として重視しなければならない」ことが示されており、今後の教育行政には一貫した教育の実現が不可欠な要素となっている。

1.2 目的

本調査は、「戸田型 15 年教育」の実現に向けて以下の 3 点を目的として実施する。

- (1) 子ども達一人一人の個性を尊重する共通認識の下、0 歳から 15 歳までの切れ目のない教育環境の構築に向け、市内の子どもに関わる部局間の情報共有を図り、その連携を深める（縦の連携）。
- (2) 乳幼児から保育・幼稚園、小・中学校までの子どもの成長段階に応じた、子どもの幸せの増進に資する取組を整理し、それらを分かりやすく見える化する。
- (3) 市全体で子どもの確かな成長を支えるため、市内各部署が進めている家庭や地域、学校の連携状況（横との連携）を整理し、今後の「戸田型 15 年教育」の実現に必要な方策を検討する。

1.3 調査方法

本調査は、様々な部署が関係する内容であることから、まちづくり戦略会議を中心に以下の 4 点の方法にて進める。

(1) 市内ワーキングチーム調査

まちづくり戦略会議の下部組織として、0 歳から 15 歳までの子どもに対する事務を所掌する部署の主に課長職を研究員とする「市内ワーキングチーム（以下「WT」という。）」を組織する。同 WT の研究会において、①既存の取組や部局間連携内容の整理、②課題の抽出や解決方法の調整、③「戸田型 15 年教育」に資する方策案の検討——などを実施する。

(2) 文献・Web 等調査

0 歳から 15 歳までの子どもに関連する様々な施策（教育・子育て・スポーツ・福祉・障がい・外国人・防犯・防災など）や文献等の調査を行い、「戸田型 15 年教育」に資する情報を収集する。

(3) ヒアリング調査

他自治体で先行して取り組んでいる事例を調査し、可能な範囲で直接話を聴くことにより理解を深め、本市での導入可能性等を検討する。

(4) 委員による議論

上記（1）から（3）の調査結果を基に議論し、「戸田型 15 年教育」の実現に向けた今後の方向性についてまとめていく。

1.4 本報告書の概要

本報告書は、第1章から第6章で構成する。

第2章では、本市の子どもに関する現状を把握するため、既存のデータを整理するとともに、WTの研究会での議論等を通じて、子どもに対する既存の取組や行政課題等を明らかにする（現状把握）。

第3章では、各種行政計画における基本理念や目標等を整理するとともに、本市で抱えている子ども・子育て分野や教育に関する行政課題や要因の分析を進め、「戸田型15年教育」として取り組むべき方向性を検討する（課題設定）。

第4章では、「戸田型15年教育」の参考事例として、一貫性のある教育を進めている先行事例を調査し、本市で取り入れるべきポイントを整理する（事例調査）。

第5章では、前章までに調査結果から「戸田型15年教育」の定義や理念を明確化し、実現に向けた方策をまとめるものとする（方策検討）。

最後に、第6章として本調査の総括をする。

第2章 戸田市における子どもの現状

本調査は、0歳から15歳までの切れ目のない教育である「戸田型15年教育」の実現に向け、市内の子どもに関わる部局間の情報共有を行い、現状や課題を整理し、今後取り組んでいくべき方策を検討するものである。しかし、本調査を進めていくうえで最も肝心の「戸田型15年教育」とは何か、この具体的な定義が調査開始時点で明確に定まっているとは言えない。本市における「切れ目のない一貫性のある教育」とは何か、「戸田型」とは一体どのような意味を持つのかなど、調査に携わる関係者でまずは共通の認識を持たなければならず、この点も調査の中で検討していく必要がある。

そこで、本市において子どもが生まれてから中学校卒業までの支援や教育で不足している点は何か、これからを見据えた問題点は何かなど、現状把握から課題設定を行い、方策を検討する流れで「戸田型15年教育」の調査を進めることとする。

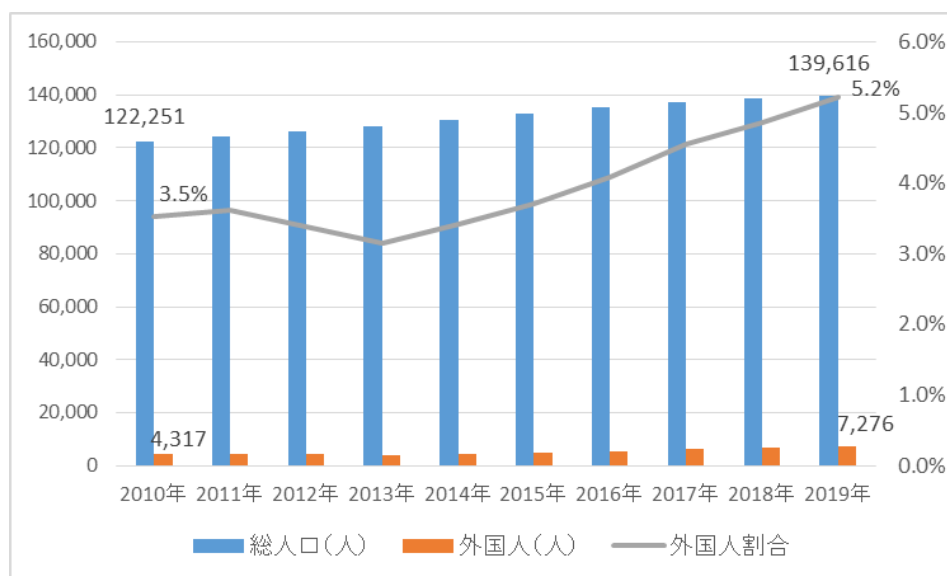
まず、本章では、現状把握を進めるため、子どもに関する「人口」「出生」「園児・小学生・中学生」の各段階別のデータ整理を行う。そして、子どもに関わりのある市内各部署から委員や研究員が選出されている、まちづくり戦略会議やWT研究会の利点を生かし、子どもに対する既存の取組や今日的な問題について現状把握を進めていく。

2.1 人口等の現状

(1) 人口

まずは、本市全体の人口について、過去から現在までの推移や特徴を整理する。

図表1：戸田市の人口推移（2010年～2019年）



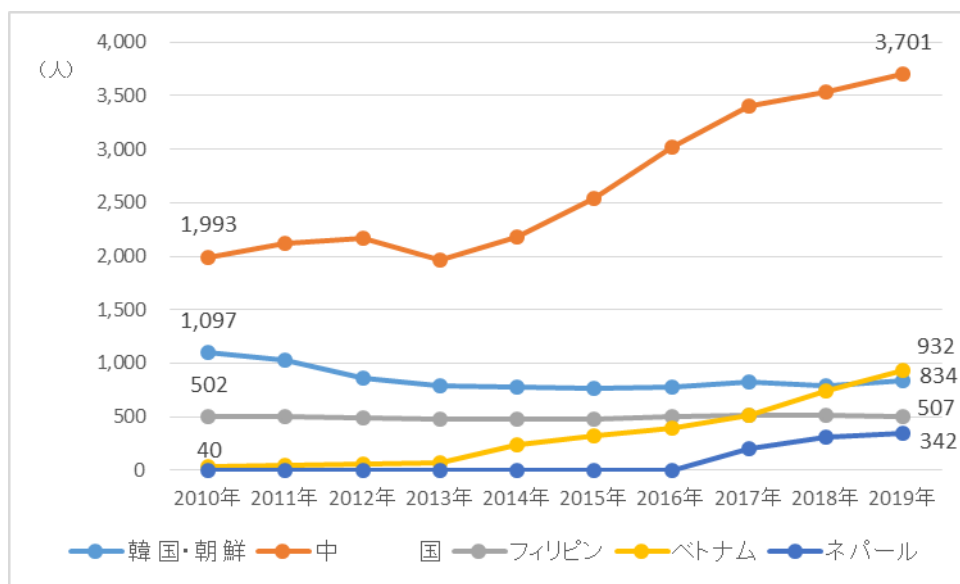
出所：戸田市 市民課（住民移動月報による）各年1月1日現在

過去10年間の本市の人口推移については、図表1のとおりである。2010年に122,251人であった人口は、2019年には139,616人まで増加(17,365人)し、この間14.2%の増加率を示している。また、2019年中に14万人を突破しており、今後も人口増加が続いていくことが予想されている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、2015年からの2045年までの人口増減率で県内自治体平均が10.2%の減少であるのに対し、本市は県内で最も高い15.8%の増加率を示している。

この他、本市では外国人住民が急激に増加していることも特徴である。2010年の4,317人から、東日本大震災などの影響で一時減少した時期はあるが、2019年には7,276人まで増加(2,959人)し、この間で7割近い増加率を示している。また、総人口に対する外国人住民の割合を見ると、現在5%を超えて更に増加傾向が続いており、県内では蕨市、川口市に続き3番目に高い割合を示している。

ここまで外国人住民を一括りにして人口推移を整理してきたが、実際には国籍や地域によって言語や文化・慣習などに大きな違いがある。そこで、本市の外国人住民上位5か国の国籍・地域別人口推移について整理し、その特徴を確認する。

図表2：国籍・地域別登録外国人上位5か国の推移（2010年～2019年）



出所：戸田市 市民課（各年4月1日現在）

本市の国籍・地域別登録外国人上位5か国の推移については、図表2のとおりである³。外国人住民の総人口については、先述したとおり増加が続いているが、全ての国籍で増加している訳ではない。内訳を見ると、中国は2010年に1,993人から2019年には3,701

³ 2017年より調査項目に「ネパール」を追加して集計

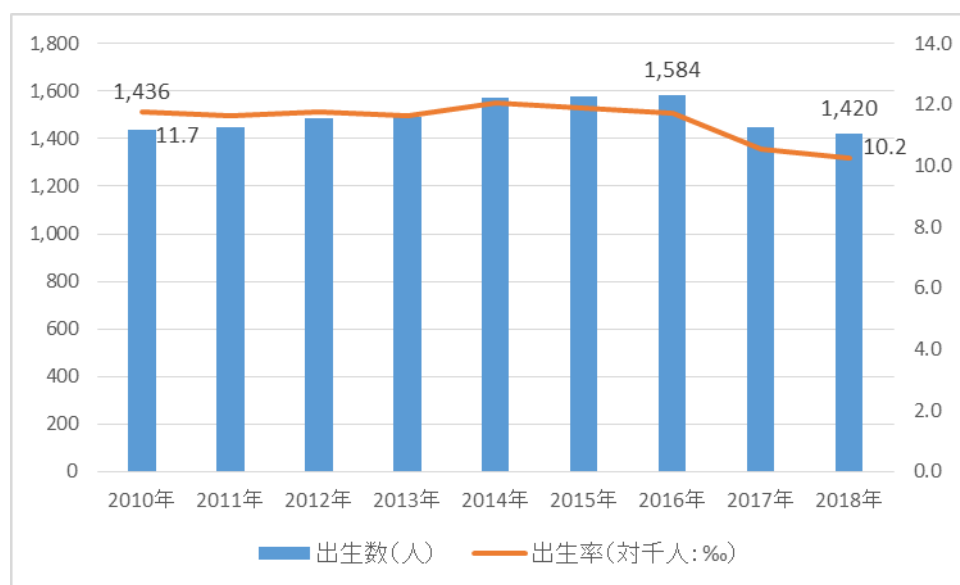
人まで増加（1,708人）し、この間85.7%の増加率を示している。また、ベトナムについては、2010年に40人であったのが2019年に932人まで増加（892人）し、最も高い増加率を示し、市内で2番目に多い国籍となっている。一方で、韓国・朝鮮は全体的に減少しており、10年間で263人の減少している状況である。

この他、近年ネパール国籍の住民が増加傾向にあるなど、上位5か国の国籍・地域別に変化があり、直近では中国（50.9%）、ベトナム（12.8%）、韓国・朝鮮（11.5%）、フィリピン（7.0%）、ネパール（4.7%）の順となっている。なお、埼玉県内では、中国（39.2%）、フィリピン（11.8%）、ベトナム（11.3%）、韓国（9.4%）、ブラジル（4.4%）の順であり、ネパール（3.0%）が6番目に多い国籍となっている⁴。

（2）出生

次に、本市の子どもに関するデータについて、出生、年少人口の順にまとめていく。まずは、出生の状況として、出生数や出生率の推移について整理する。

図表3：出生数及び出生率（対千人）の推移（2010年～2018年）



出所：戸田市 市民課（住民移動月報による）各年1月1日現在

本市の出生数及び出生率の推移については、図表3のとおりである。

2010年の年間出生数は1,436人であり、2019年は1,420人となっている。2010年と最新のデータを比較すると16人減少しているが、毎年1,400人以上の出生数で推移し続けている。一方で、過去2年を見ると、2016年から出生数、出生率ともに減少・低

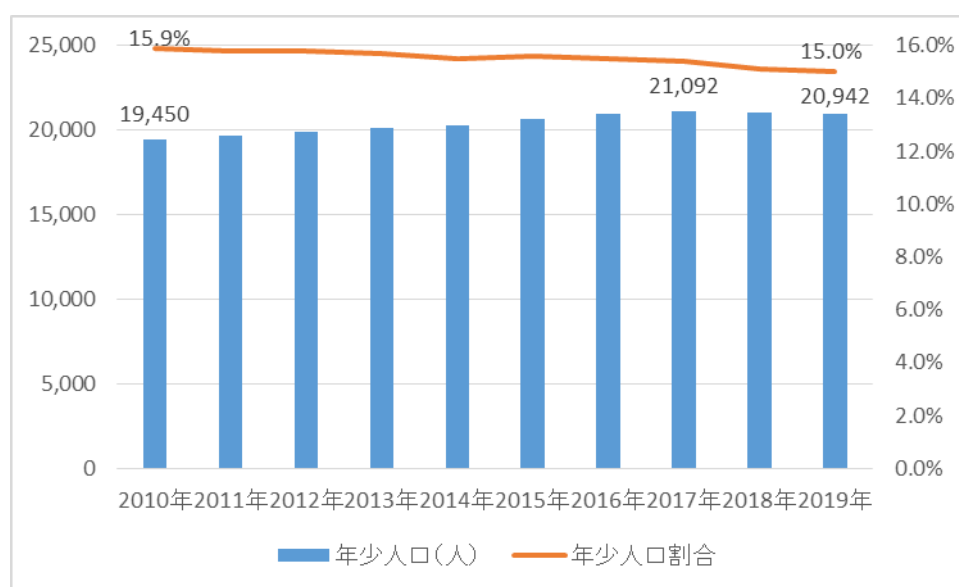
⁴ 埼玉県 HP「統計からみた埼玉縣市町村のすがた 2019」、2020年2月20日アクセス (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/shicyosonnosugata2019.html>)

下している状況であり、横ばいから減少傾向へと変化しつつあるようにも読み取ることができる。

続いて、年少人口及び年少人口割合の推移について、整理する。

今回は、「戸田型 15 年教育」がテーマであり、本来であれば 0 歳から 15 歳までの人口を抽出し、調査する必要がある。しかし、15 歳までを含めてデータを抽出し直すと、他のデータとの比較が困難になるだけでなく、一般的に利用されているデータとは異なってしまう。そのため、本調査では年少人口（15 歳未満人口）や 18 歳未満人口など、一般的に公表されている区分のデータを利用することとする。

図表 4：年少人口及び年少人口割合の推移（2010 年～2019 年）



出所：戸田市 市民課（住民基本台帳人口）各年 1 月 1 日現在

過去 10 年間の年少人口及びその割合の推移については、図表 4 のとおりである。

年少人口については、2010 年に 19,450 人であった人口は、2019 年には 20,942 人まで増加（1,492 人）し、この間 7.7%の増加率を示している。しかし、2017 年の 21,092 人をピークとして、過去 2 年で 150 人減少しており、出生数の減少なども影響して子どもの数自体も減少している状況である。

また、年少人口割合については、2010 年の 15.9%から 2019 年には 15.0%に減少している。このことから、少子高齢化が進行するなかで子どもの人口増加が続いてきた本市においても、出生率の低下などもあり、減少傾向へと移りつつあることが読み取れる。今後の年少人口の見通しとして、2020 年度に 20,556 人となり、10 年度の 2030 年度には 19,796 人まで減少すると予測されている⁵。そのため、本市においても、これからは

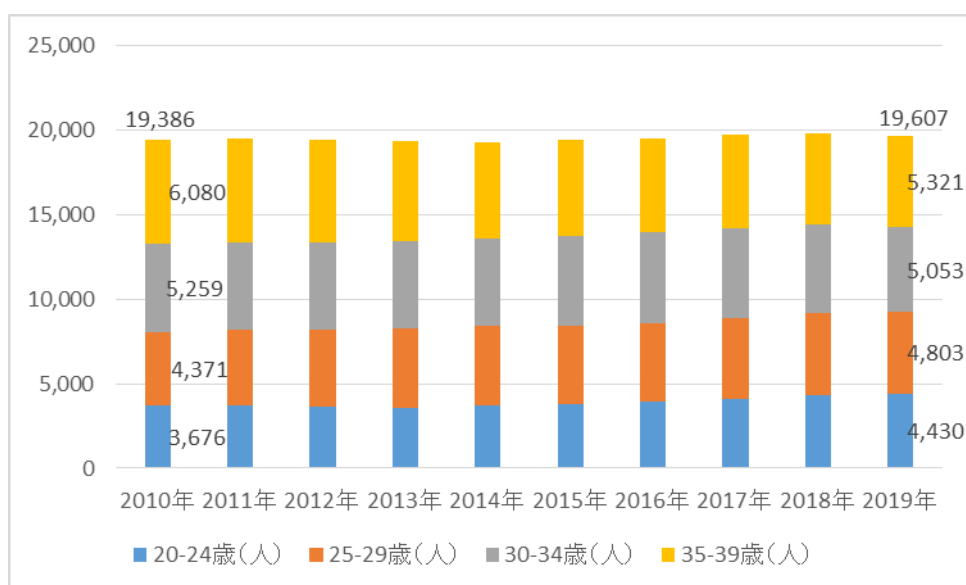
⁵ 2019 年度実施した第 5 次総合振興計画に係る人口推計（2019）より

子どもが減少し続けていくことが予測されている状況である。

さらに、厚生労働省が公表した 2019 年の人口動態統計の年間推計では、日本人の出生数が過去最少の 86 万 4 千人となり、初めて 90 万人を割り込むことが明らかになった。これは、子どもを産む中心的な世代の女性人口の減少が主な要因であり、今後女性人口が減り続けることから、出生数も更に減少していくことが予測されている。なお、日本では、出生の 9 割以上を 20 代・30 代女性が担っており、その年代が減少することは、出生に大きく影響を及ぼすこととなる。

このようななか、本市の女性人口については、現時点で減少している状況とはなっていないことに注視しなければならない。

図表 5：20～39 歳女性人口の推移（2010 年～2019 年）



出所：戸田市 市民課（住民基本台帳人口）各年 1 月 1 日現在

本市の 20 代・30 代の女性人口の推移については、図表 5 のとおりとなっている。

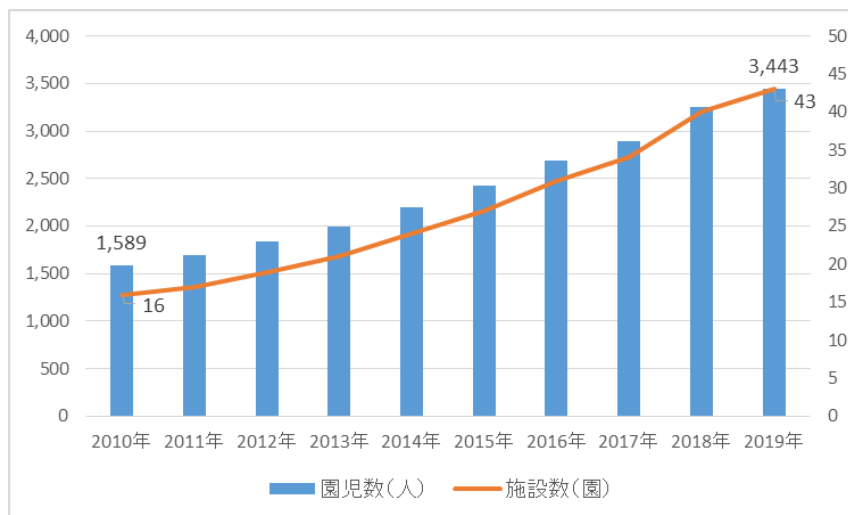
2010 年に 19,386 人であった人口が 2019 年には 19,607 人となり、全体としては 221 人の増加となっている。

5 歳階層別人口で見ると、一般的に 20 代・30 代の中でも 25 歳から 39 歳までの女性で出生率が高くなる。このことから、本市では 20 代・30 代の女性人口の中で近年 20 代前半の女性人口が多くなり、30 代の人口が減少した影響で出生数が 2 年続けて減少したとも考えることができる。この年齢層は社会増減の数が全体的に多いため、一概には今後増加する可能性に言及することはできないが、将来推計人口のとおり今後子どもの人口が減少し続けるとも言えないデータがあることも認識する必要がある。

(3) 園児・小学生・中学生

次に、保育園・幼稚園の在園児や小学生、中学生について、まとめていく。
まず、保育園の施設数と園児の推移から順に、整理する。

図表 6：保育園施設数及び園児の推移（2010年～2019年）

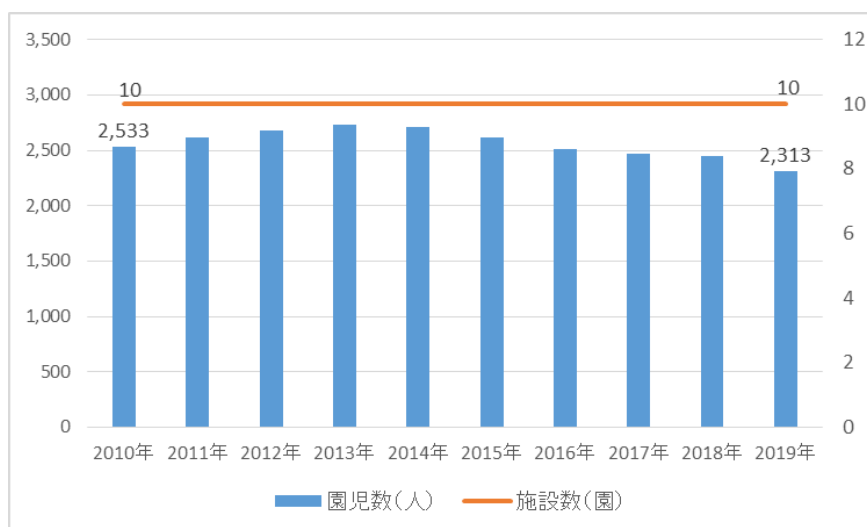


出所：戸田市 保育幼稚園室（各年4月1日現在）

過去10年間の保育園施設数及び園児の推移については、図表6のとおりである。

保育施設については、2010年に16園であったものが、2019年には43園まで増加（27園）している。また、園児については、2010年の1,589人から2019年の3,443人まで増加（1,854人）し、施設及び園児ともに10年間で2倍以上も増加している。

図表 7：幼稚園数及び在園者数の推移（2010年～2019年）



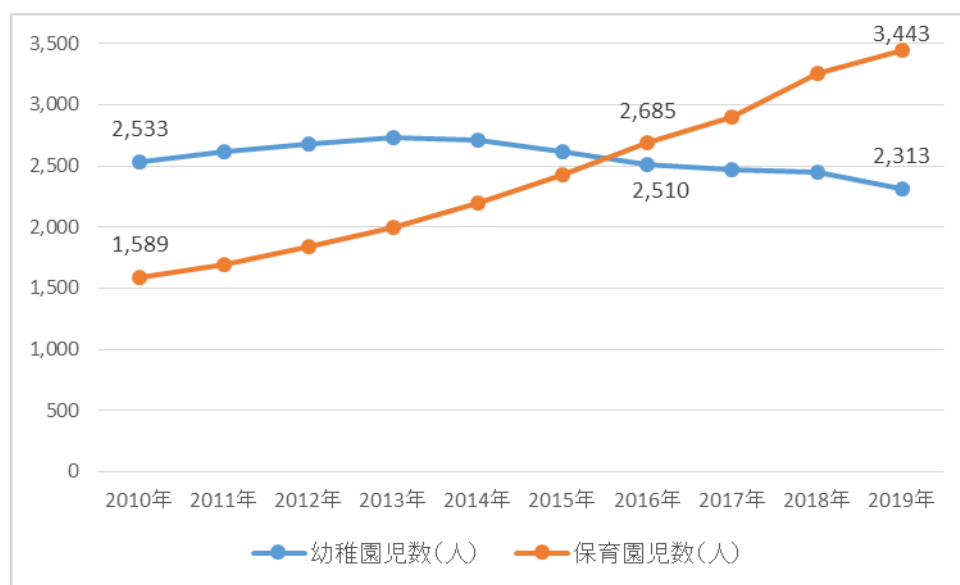
出所：学校基本調査（各年5月1日現在）

一方で、幼稚園及び在園児数の推移については、図表7のとおりである。

幼稚園の数としては、2010年から2019年まで10園のまま増減はない。ただし、在園児数については、2010年の2,533人から2019年に2,313人まで減少(▲220人)し、10年間で8.7%の減少率を示している。このことから、保育園と幼稚園の需要が過去10年の間に変化してきたことがわかる。

そこで、保育園と幼稚園の在園児数について、図表6及び図表7のデータを重ねて表示し、それぞれの利用状況を比較する。

図表8：保育園及び幼稚園の在園者数の推移（2010年～2019年）



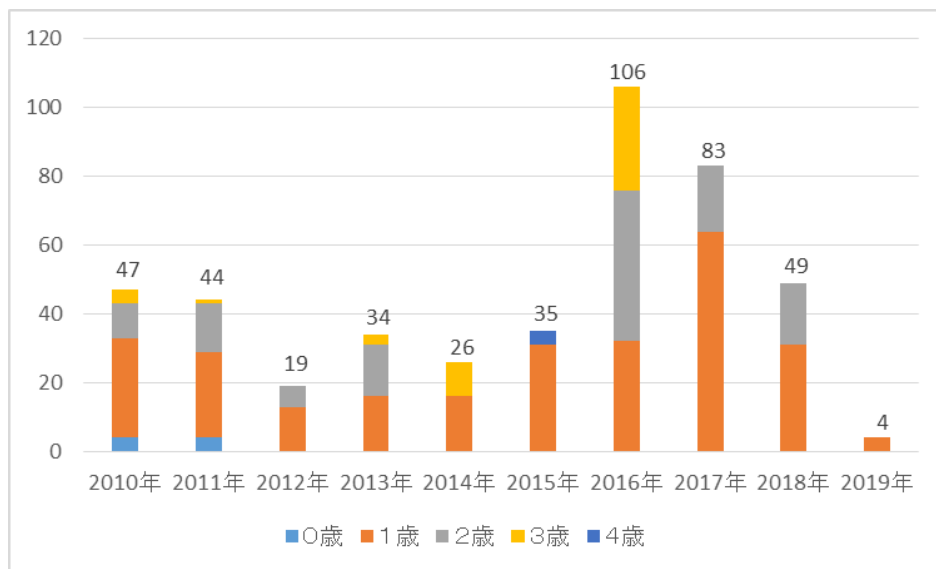
出所：戸田市 保育幼稚園室（保育園：各年4月1日現在）
学校基本調査（幼稚園：各年5月1日現在）

保育園と幼稚園の在園児の推移については、図表8のとおりである。

まず、2010年では、保育園児が1,589人、幼稚園児が2,533人であり、944人幼稚園の方が多い状況であった。その後、保育園の利用が増加し続け、2016年を境にして保育園(2,685人)と幼稚園(2,510人)の在園児数が逆転し、保育園児が175人多い状況にまで変化した。その後、2019年では保育園児が3,443人、幼稚園児が2,313人となっており、1,130人保育園児が多い状況となっている。今後も保育園の需要は高まることを予想でき、幼稚園よりも利用者が多くなることが考えられる。

このような状況下において、保育施設に入所することができない待機児童の増加が近年問題となっている。

図表 9 : 保育所待機児童数の推移 (2010 年～2019 年)



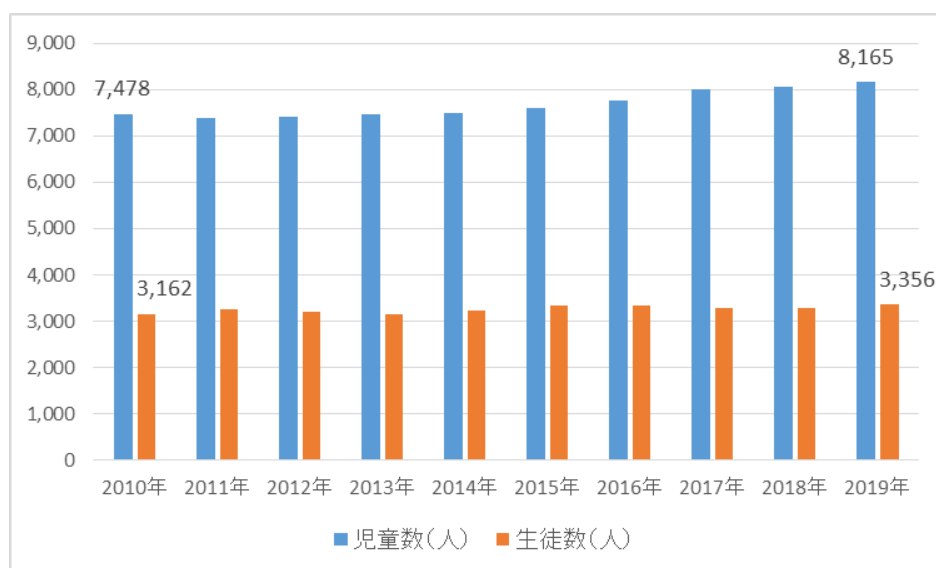
出所：戸田市 保育幼稚園室（各年 4 月 1 日現在）

保育所待機児童の推移については、図表 9 のとおりである。

待機児童数としては、2010 年の 47 人から 2019 年に 4 人まで減少している。しかし、この結果は、2016 年に待機児童が 106 人まで増加したことから、保育施設の増設などの待機児童対策を推進したことが関係している。また、2016 年は保育園と幼稚園の在園児数が逆転していることもあり、子育て環境に変化があった年であると言える。

続いて、小・中学校の児童・生徒数の推移について、整理する。

図表 10 : 小・中学校の児童・生徒数の推移 (2010 年～2019 年)



出所：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

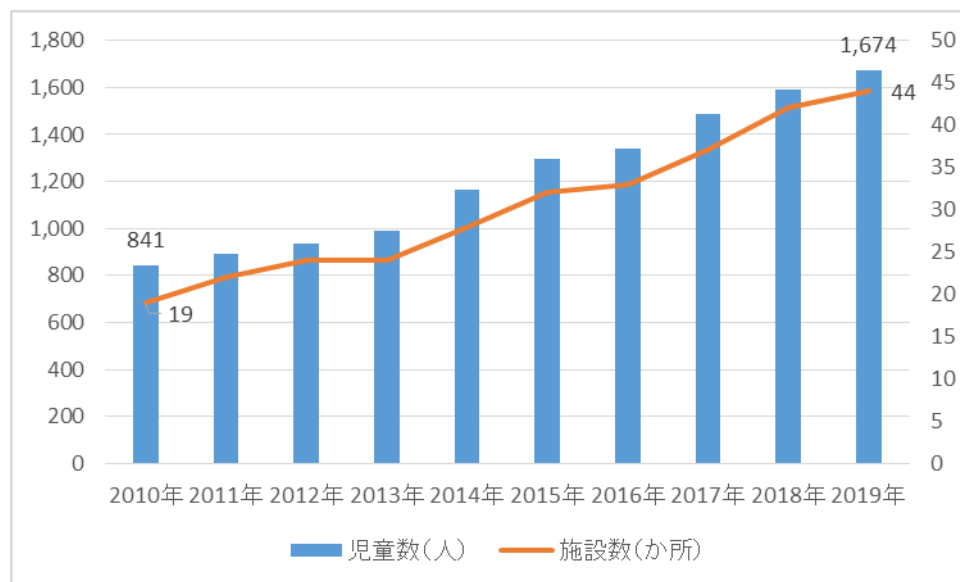
市内小・中学校の児童・生徒数の推移については、図表 10 のとおりである。

まず、児童数については、2010 年の 7,478 人から 2019 年には 8,165 人まで増加（687 人）し、この間 9.2%の増加率を示している。また、生徒数については、2010 年の 3,162 人から 2019 年には 3,356 人まで増加（194 人）し、6.1%の増加率となっている。

年少人口全体では、近年 2 年続けて減少しているが、市内の児童数及び生徒数としては増加している状況である。また、このデータは、市内の小学校（12 校）と中学校（6 校）に通う児童及び生徒に限定した数となっている。そのため、市外の小・中学校に通う児童・生徒を加えると、現在も増加傾向が続いていると判断することができる。

続いて、学童施設やその利用状況について、整理する。

図表 11：学童施設数及び入室児童数の推移（2010～2019 年）



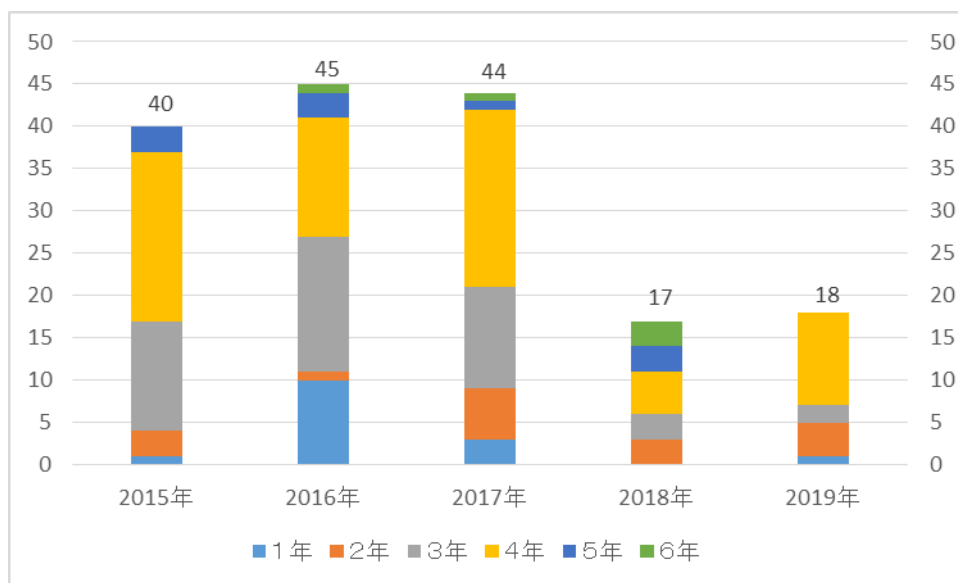
出所：戸田市 児童青少年課（各年 4 月 1 日現在）

学童施設数及び入室児童数の推移については、図表 11 のとおりである。

学童施設については、2010 年に 19 園であったものが、2019 年には 44 園に増加（25 園）している。また、入室児童数についても、2010 年の 841 人から 2019 年に 1,674 人まで増加（833 人）しており、10 年間で施設数については 2 倍以上、入室児童数については、約 2 倍増加している状況である。

続いて、学童保育の待機児童数について、整理する。

図表 12：学童保育待機児童数の推移（2015～2019 年）



出所：戸田市 児童青少年課（各年4月1日現在）

学童保育の待機児童数の推移については、図表 12 のとおりである。学童保育の待機児童数については、一般的に公表されているデータが過去5年であるため、そこから推移を確認することとする。

待機児童数としては、2015年の40人から2019年に18人まで減少している。学童保育の待機児童についても、保育所と同様に2016年が待機児童のピークとなっており、この頃から学童保育施設の増設が進んでいる状況にある。そのため、学童保育の待機児童からも、2016年頃から子育てや働き方の環境に変化があったことを読み取ることができる。

以上、ここまで本市の人口や子どもの状況等について、データからまとめてきたところである。

最後に、本節のまとめとして以下の5点について特徴を整理し、次節以降の調査の参考として取り入れていくこととする。

【5つの特徴】

- ① 市全体では継続的な人口増加
- ② 外国人住民の急増
- ③ 子ども人口では増加から横ばい・減少傾向に変化
- ④ 小・中学生では継続的な増加
- ⑤ 保育園・幼稚園、学童保育室の利用状況の変化

2.2 子どもに対する既存の取組

本節では、庁内の各部署が子どもに対してどのような取組を行っているか、子どもへの支援策や教育に関する既存の取組を明らかにする。

今回、「戸田型 15 年教育」実現に向けた調査を進めるに当たり、まちづくり戦略会議の下部組織として WT を設置し、相互に連携・協力しながら調査を進めたところである⁶。WT では、研究員が集まって議論する研究会を中心に現状把握や課題抽出を実施し、方策案の検討を進めるなどの調査を行い、その結果をまちづくり戦略会議で議論を深めながら進めていったところである⁷。なお、WT の調査や研究会の円滑な運営を図るため、政策形成アドバイザーに専門的な立場からの指導や助言をいただき、調査を実施した。

そこで、まずは第 1 回 WT 研究会の内容について整理し、子どもに対する既存の取組をまとめていくこととする。

第 1 回研究会では、研究員が A チーム（経営企画課、防犯くらし交通課、みどり公園課、障害福祉課、こども家庭課、児童青少年課、教育政策室）と B チーム（協働推進課、文化スポーツ課、生活支援課、福祉保健センター、保育幼稚園室、学務課、危機管理防災課、政策秘書室）に分かれ、それぞれの部署で実施している子どもに関する取組を洗い出し、それらを 0 歳から 15 歳までの年齢別で明らかにした（写真 1）。

写真 1：（第 1 回）WT 研究会での議論の様子



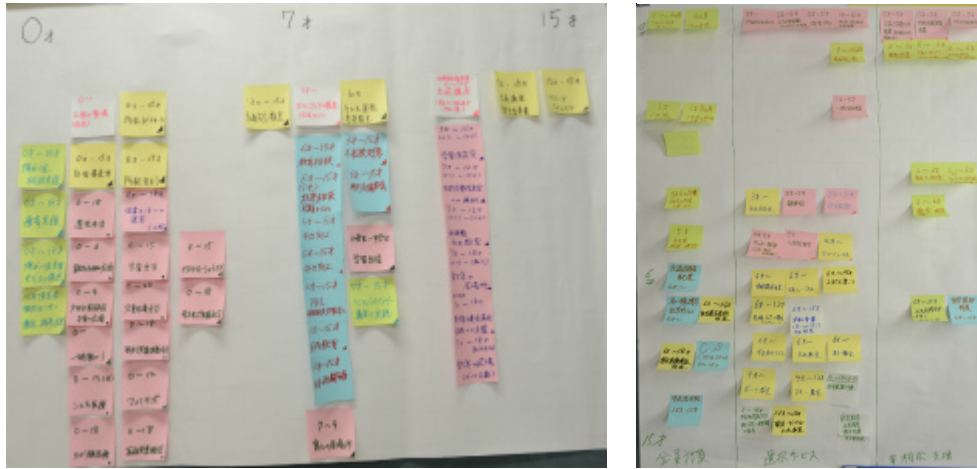
出所：WT 研究会にて撮影

また、部局ごとに付箋（市民生活部：黄色、福祉部：緑色、子ども青少年部：ピンク色、教育委員会事務局：水色、その他の部局：白色）を色分けすることで、各部局における取組の見える化し、各チームの議論の結果を発表することで、研究員の情報共有を図ったところである（写真 2）。

⁶ 政策研究所設置要綱第 5 条第 3 項「ワーキングチームは、研究目的に対する基礎的な調査を実施するため、当該調査に関連する知識を有した研究員で構成する」と定めている。

⁷ （参考資料）「戸田型 15 年教育」ワーキングチーム設置要領（2019）より

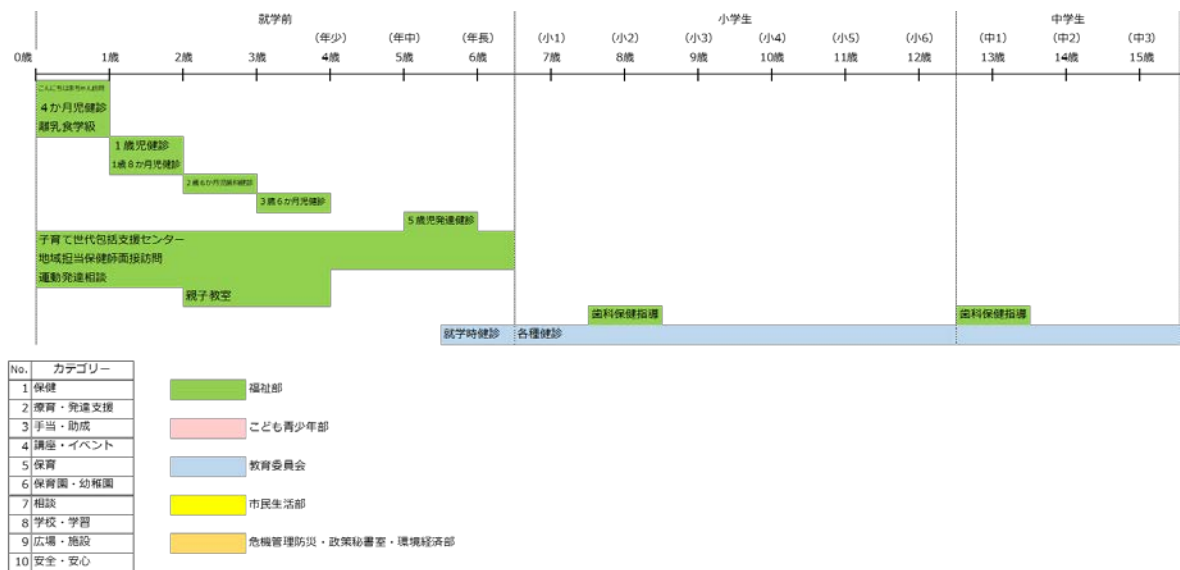
写真2：(第1回 WT 研究会) 子どもに関する既存の取組



出所：WT 研究会にて撮影

また、各チームで意見のあった取組については、第2回研究会にかけて付箋の内容をまとめ、10のカテゴリー(保健、療育・発達支援、手当・助成、講座・イベント、保育、保育園・幼稚園、相談、学校・学習、広場・施設、安全・安心)に整理することで、カテゴリー及び年齢別に見える化した。カテゴリー別の子どもに対する取組については、図表13のとおり整理した。なお、ここではカテゴリー別の「保健」を一例として紹介する。

図表13：(一例) 子どもに対する取組【保健】



出所：WT 研究会にて作成

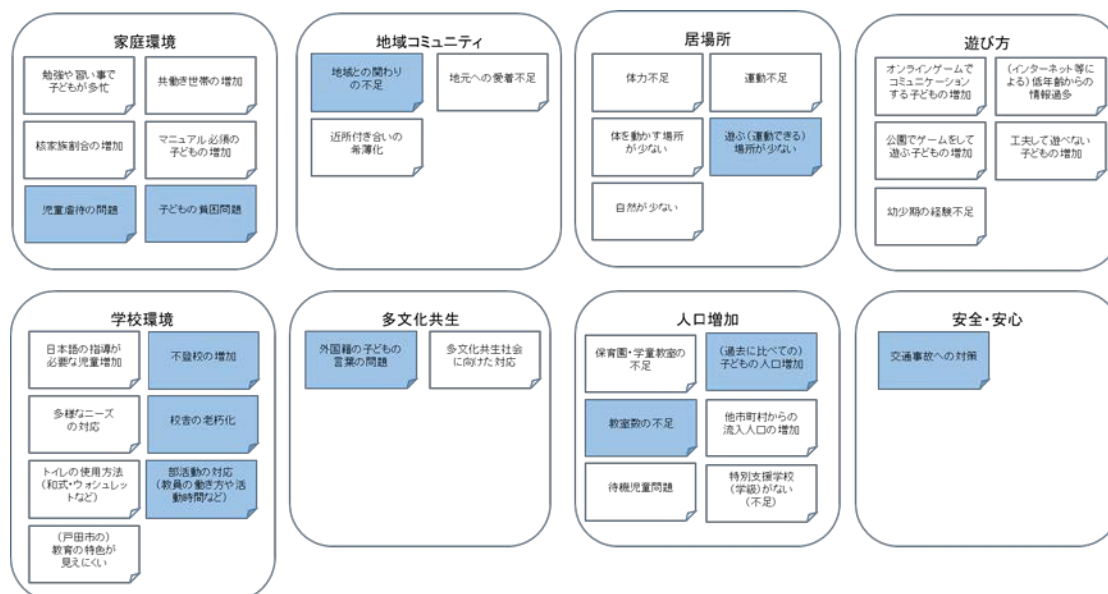
2.3 子どもに関する今日的な問題

続いて、本節では、子どもや子育て支援、教育に関する今日的な問題について、整理する。

まず、第1回 WT 研究会では、前節の子どもに対する既存の取組に続き、各研究員が考える子どもを取り巻く各種問題や教育環境の不足部分、配慮が必要な子どもに対する連携内容等について、チームごとに意見出しを行った。ここでは、ブレインストーミング法で研究員それぞれが意見を出し合い、それらをグループ化することで情報の共有を図ったところである。

なお、グループ化した内容については、図表 14 のとおりである。

図表 14：(WT 研究会) 子ども・子育て支援や教育環境に抱く問題点



出所：WT 研究会にて作成

初めに、8つのカテゴリ（家庭環境、地域コミュニティ、居場所、遊び方、学校環境、多文化共生、人口増加、安全・安心）に整理して情報の見える化を進めた。その後、第2回研究会では、図表 14 の中から各研究員が優先して取り組むべきと考える問題点を網掛けのとおり洗い出し、意見交換を行ったところである。

ここでは、優先事項として「遊ぶ（運動できる場所）場所が少ない」「校舎の老朽化」「教室数の不足」「不登校の増加」「部活動の対応」「地域との関わりの不足」「交通事故への対応」「外国籍の子どもの言葉の問題」「子どもの人口増加」「児童虐待の問題」「子どもの貧困問題」の 11 項目に意見があり、更に「障がい児の支援」に関して連携して取り組んでいくべき内容として新たに意見があったところである。

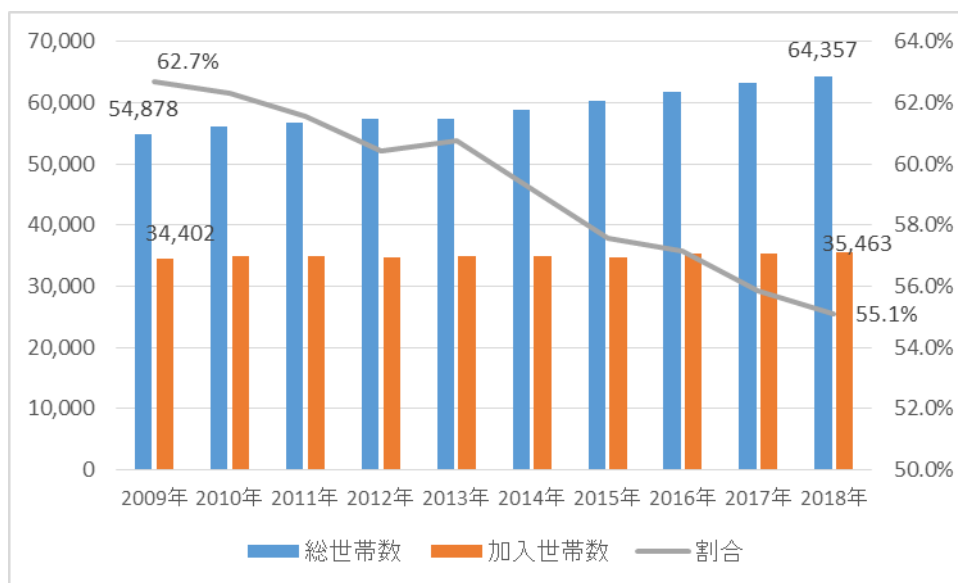
上記の内容を整理すると、施設や広場などの「ハード面の整備」、「学校関連」、子どもだけでなく大人も含めた「地域コミュニティ」、本市特有の「地域性を有する問題」、更に全国で対応が求められている「社会全体の問題」の5つに区分することができる。

この中でハード面の整備については、財源や中・長期的な視点が必要であり、施設等を所管する部署が中心となって既に取り組んでいる状況にある。また、学校関連についても、教育委員会事務局や各学校を中心に目標を設定し、問題の解決に向けて取り組んでいる。

例えば、不登校や引きこもりを経験する子どもは、近年増加傾向にある。文部科学省のまとめによると、2018年度に病気や経済的理由を除いて年間30日以上小・中学校を欠席した児童・生徒は、6年連続で増加（5年間で約4割増）し、全国で約16万4千人となっている。このような中、本市では第3次教育振興計画実施計画において目標指標を設定し、不登校児童・生徒の割合を2020年に小学校0.23%、中学校2.74%にまで減少させるべく、目標の達成に向けて取り組んでいる状況である。

また、地域コミュニティについては、子どもたちが地域で安心して過ごせる居場所をつくるためにも不可欠である。しかし、地域コミュニティの核となる町会・自治会の加入率は減少しており、本市全体の問題となっている。

図表 15：世帯数及び町会・自治会加入率の推移（2009年～2018年）



出所：戸田市 協働推進課（各年4月1日現在）

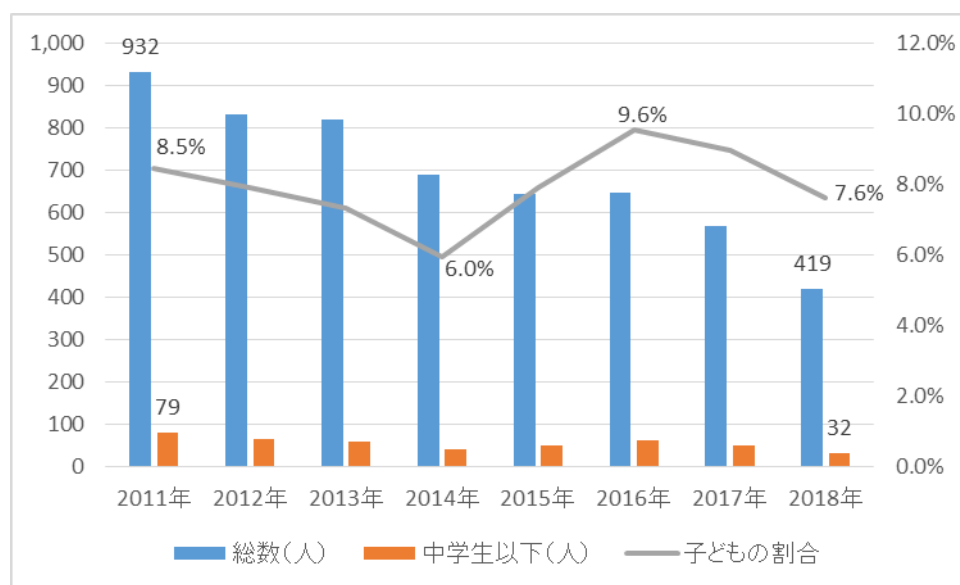
過去10年間の本市の世帯数及び町会・自治会加入率の推移については、図表15のとおりである。まず、世帯数については、2009年の54,878世帯から2018年に64,357世帯まで増加（9,479世帯）し、この間17.3%の増加率を示している。また、町会・自治

会加入世帯数についても、2009年の34,402世帯から2018年に35,463世帯まで増加(1,061世帯)し、3.1%の増加率となっている。しかし、総世帯に比べて加入世帯が増えていないことから、町会・自治会加入率で見ると、2009年の62.7%から2018年に55.1%まで減少している状況である。

子どもの両親が遅くまで働いたり、核家族化が進んだりしているなど、様々な事情で家族の時間が減少している。このような中、子どもたちを支える地域コミュニティの重要性はより一層高まっているところであるが、地域の関わりとしては希薄化しつつあるのが現状である。

続いて、子どもの安全・安心については、ハード面の整備だけでなく、地域で見守っていくことが必要であり、子どもの事故防止に向けて取り組むことが求められている。2019年5月、滋賀県大津市の交差点で発生した痛ましい事故を受けて各地で安全対策の強化が進められており、本市においても、小・中学校周辺通学路や保育施設の散歩コースの調査結果を踏まえ、ガードレールや車止めなどの安全施設の設置を進めている。さらに、保育園や幼稚園、小学校での交通安全教室や小学4年生の子ども自転車運転免許教室、中学校でのスケアードストレイト自転車交通安全教室など、様々な取組を通じて子どもの安全対策を進めているところである。

図表 16：交通事故死傷者数及び子ども割合の推移（2011年～2018年）



出所：戸田市 防犯くらし交通課（各年12月31日現在）

このような中、本市の年間交通事故死傷者数や子どもの割合については、図表16のとおり推移している。まず、交通事故死傷者の総数については、2011年の932人から2018年に419人まで減少(▲513人)し、この間で半減している。また、中学生以下の

子どもにおいても、2011年の79人から2018年には32人まで減少(▲47人)しており、全体としては解決に向けて取組が進んでいる状況にある。

ここまで見てきたように、ハード面の整備や学校関連、子どもの安全・安心等については、問題としての認識は持ちつつも既に取り組んでいたりと、解決に向けて前進している状況にあったりするなど、対応が進んでいるものも多くある。

この他、本市の地域性を有する問題や全国で対応が求められている社会全体としての問題など、各部署単独ではなく連携しながら取り組んでいかなければならない内容も徐々に明らかになってきたところである。

ここまで本章では、子どもや子育て支援、教育に関する今日的な問題点について検討し、データ分析を通じて現状把握を進めてきたところである。次章からは、本市の現状を踏まえ「戸田型15年教育」として取り組んでいくべき内容を検討し、今後の方策案の検討につなげていきたい。

第3章 「戸田型15年教育」の方向性

本章では、子どもや子育て、教育に関連する各種計画を整理するとともに、本市が抱えている問題や要因分析などを通じて、「戸田型15年教育」として取り組むべき内容を検討する。

前章の冒頭でも述べたように、調査開始時点で「戸田型15年教育」の定義や目的について、戦略会議委員やWT 研究員において明確になっていない状況であった。そこで、本市の現状に即した独自の15年教育として「戸田型15年教育」を検討し、共通言語として位置付けていくためにも、これまでの経過を明らかにするとともに、各種計画の基本理念や目標等を整理したうえで進めていくこととする。

まず、「戸田型15年教育」のイメージについて、2018年6月定例会の市長所信表明に対する総括質問における議会答弁から、以下のとおり振り返る。

【2018（平成30）年6月定例会（第2回）：市長答弁（会議録より抜粋）】

戸田型15年教育について、お答えいたします。

本市においては、これまで外国語教育やプログラミング教育など、小・中学校の9年間を見通した一貫教育を実施し、全国の自治体に先駆けた産官学民との連携による教育改革を推進してまいりました。今後もとだっ子一人ひとりの学力向上に向けた総合的な教育改革を推進し、エビデンスベースと産官学民連携の2つの柱を軸として、積極的に取り組んでまいります。

また、戸田型15年教育を充実させるためには、小学校、中学校を所管する教育委員会だけでなく、子育てや福祉の分野を所管する市長部局との連携が不可欠であります。そこで、今後は家庭、地域、学校の横の連携をより強固なものとする事に加え、行政の組織体制に横串を刺し、保育園、幼稚園、小学校、中学校といった縦の連携を充実させるべく、連携体制を検討してまいります。

そして、教育委員会と市長部局の垣根をなくし、子どものために第一に考えた本市独自の0歳から15歳までの切れ目のない一貫性のある教育を推進してまいります。

上記を整理すると、今後も教育改革を推進していくことに加えて、（1）行政の組織体制に横串を指して教育委員会と市長部局との連携を進め、その結果（2）子どものために第一に考えた本市独自の0歳から15歳までの切れ目のない一貫性のある教育を推進することが「戸田型15年教育」には不可欠な要素となっている。

そこで、「戸田型15年教育」の定義付けを行うに当たり、改めて子どもや子育て、教育などの子どもに関する各種計画を見直し、前章で整理した既存の取組や問題などを通じて、「戸田型15年教育」の方向性を明らかにしていく。

3.1 各種計画における基本理念・目標等

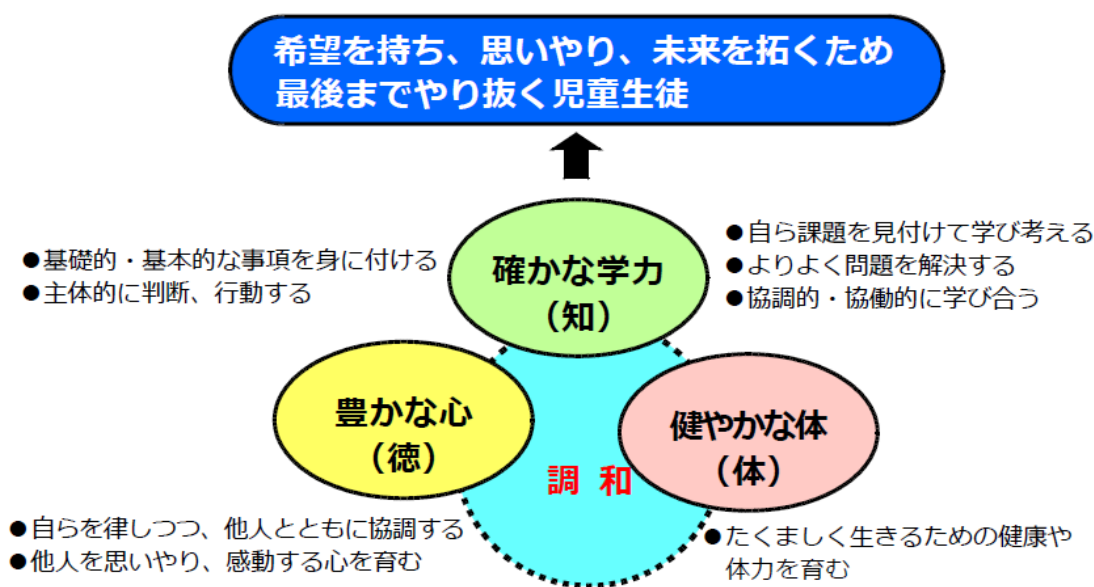
(1) 戸田市の教育振興に関する大綱

まず、「戸田市の教育振興に関する大綱」の概要から確認する。

同大綱は、国や埼玉県教育振興計画を参酌し、第4次総合振興計画及び第3次教育振興計画の下、総合教育会議で教育委員会と協議し、市長が本市の教育振興に関する基本的な方針を定めたものである。2016年4月から2021年3月までの5年間を期間として、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と位置付けている。

また、この中では、本市が目指す「とだっ子」像を「希望を持ち、思いやり、未来を拓くため 最後までやり抜く児童生徒」と定めており、図表17のとおり「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」の調和から、「とだっ子」像につなげることを図解で示されている。

図表17：戸田市が目指す「とだっ子」像



出所：戸田市の教育振興に関する大綱（2016年）

さらに、子どもの最後までやり抜く力を育むためには、教育の現場だけでなく、あらゆる主体が当事者となって関わっていく必要があるとの思いから、全国的にも珍しく、家庭・学校・地域社会の役割についても言及した内容となっている。なお、「戸田市は、21世紀を生き抜くとだっ子の、やり抜く力を育成します」との基本的な理念の下で、以下のとおり2つの目標と11の施策が示されている。

【2つの目標・11の施策】

- 目標1 やり抜く力を育む教育を推進します
～確かな学力の育成と生徒指導の充実～
- 1 確かな学力の育成を推進します
 - 2 生徒指導の充実と豊かな心を育成します
 - 3 健やかな体を育成します
 - 4 国際社会で活躍できる人材を育成します
- 目標2 よりよい教育環境を整備します
～産官学民等との連携による知のリソースの活用～
- 5 新しい学びを創造します
 - 6 教員の指導力の向上を図ります
 - 7 学校の施設や設備の充実を図ります
 - 8 特別支援教育の充実を図ります
 - 9 家庭・地域の教育力向上を図ります
 - 10 家庭・学校・地域の連携を図ります
 - 11 生涯学習・生涯スポーツ等の振興を図ります

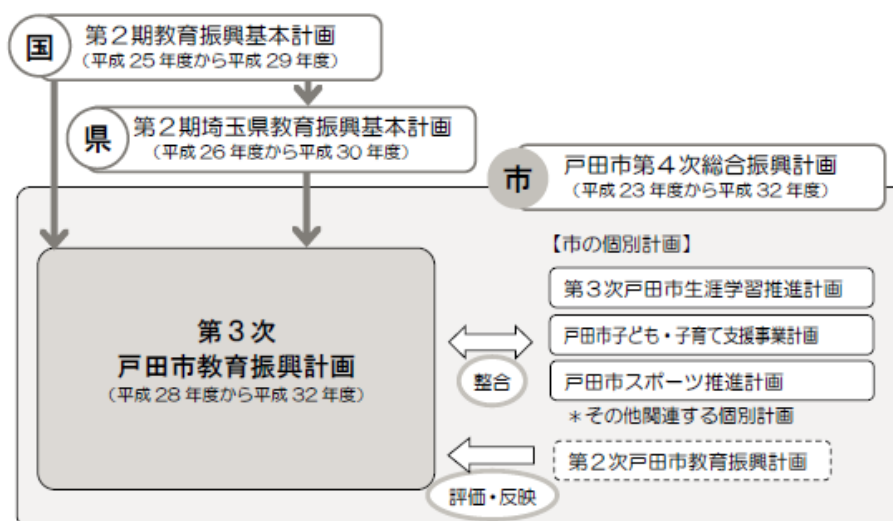
(2) 第3次戸田市教育振興計画

次に、「第3次戸田市教育振興計画」の概要について確認する。

同振興計画は、教育基本法第17条の規定に基づく、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である。

なお、同振興計画の関係図としては、図表18のとおりである。

図表18：第3次戸田市教育振興計画の関係図



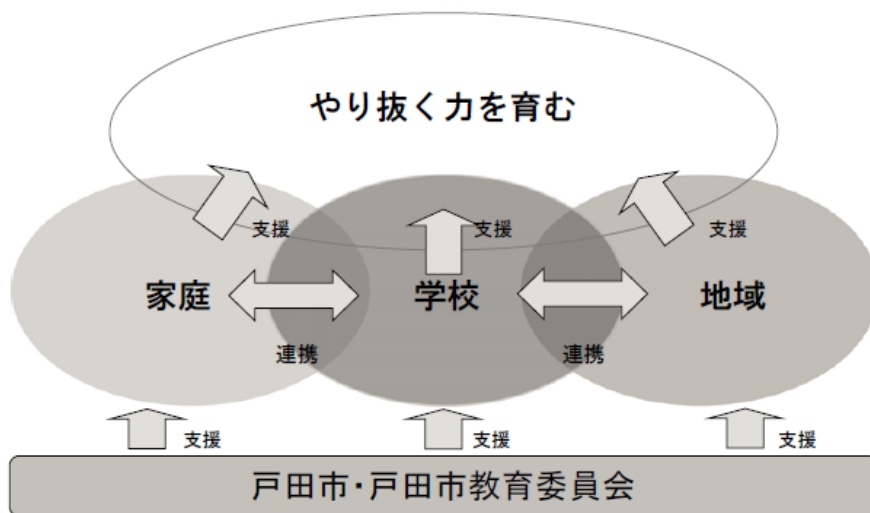
出所：第3次戸田市教育振興計画（2016年）

同振興計画は、国や埼玉県に関連計画を考慮するとともに、第4次総合振興計画を基盤として、本市の教育に関連する生涯学習や子ども・子育て、スポーツ等の個別計画とも整合を図ったうえで策定された計画である⁸。そのため、学校教育を中心としつつも全ての年齢層を対象としており、前項の教育振興に関する大綱と同じく2016年度から2020年度までの5年間を計画期間として、本市の教育方針や施策等が示されている。

また、同振興計画では、基本理念、キャッチフレーズ、基本目標及び目指す児童生徒「とだっ子」像が示されている。ここでは、基本理念を「生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田」とし、キャッチフレーズを「～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～」としている。このキャッチフレーズは「とだっ子が、IQ や学力テストなどで測れる学力などの『認知能力』だけでなく、好奇心や自制心、やり抜く力などの『非認知能力』を身に付け、夢や希望を持ち、21世紀を主体的に生き抜いてほしいとの思いから定めるものです」と説明がなされている。

さらに、基本目標及び「とだっ子」像については、先述した教育振興に関する大綱と同様の内容となっている。なお、基本目標の達成に向けて、図表19のとおり支援や連携について概念図が示されている。

図表19：基本目標の概念図



出所：第3次戸田市教育振興計画（2016年）

同振興計画を推進する推進委員会では、「戸田市教育振興計画の基本施策の推進に関すること」「その他戸田市の子ども教育に関し必要な事項に関すること」を所掌事項と

⁸ 教育基本計画第17条第2項では、「地方公共団体は、前項の計画（教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない」と定められている。

しており、同振興計画の推進ほか、本市の子ども教育に関して必要な事項も対象と位置付けている⁹。

組織としては、教育委員会事務局（教育部長、次長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、図書館・郷土博物館長）、総務部（経営企画課長）、市民生活部（協働推進課長、文化スポーツ課長）、福祉部（福祉総務課長、障害福祉課長、福祉保健センター所長）、こども青少年部（こども家庭課長、保育幼稚園課長、児童青少年課長）、戸田市立小・中学校校長会（代表2人）となっており、多くの関係者が委員として関わっていることも特徴である。

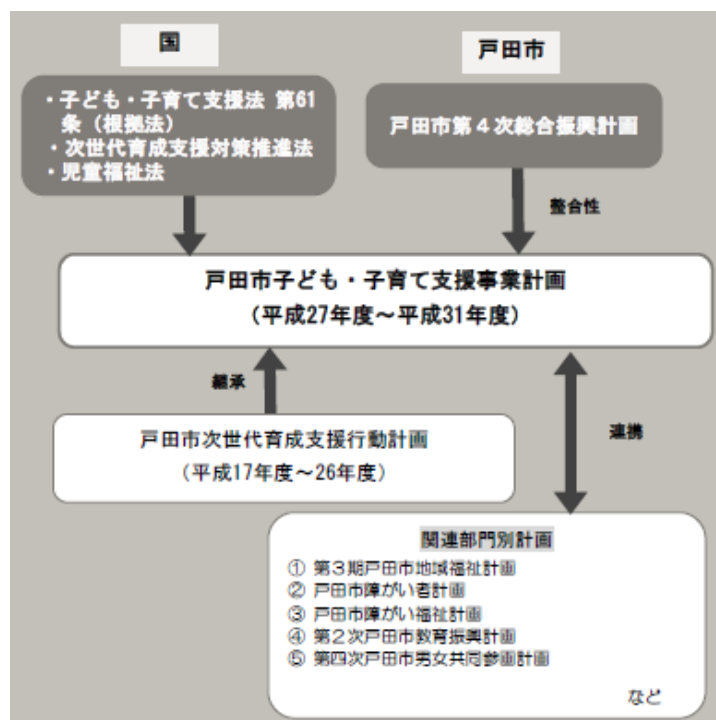
（3）戸田市子ども・子育て支援事業計画

続いて、「戸田市子ども・子育て支援事業計画」の概要について確認する。

同事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえた計画である。

なお、同事業計画の関係図としては、図表20のとおりである。

図表20：戸田市子ども・子育て支援事業計画の関係図



出所：戸田市子ども・子育て支援事業計画（2015）

⁹ 戸田市教育振興計画推進委員会要綱（2007 市長決裁）より

同事業計画は、第4次総合振興計画を上位計画とし、地域福祉や障がい者支援、教育等の関連計画との整合を図り、母子保健計画、ひとり親家庭等自立支援計画及び放課後子ども総合プランを含む計画として位置付けている¹⁰。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」に示された考え方に基づいた内容となっている。

計画期間としては、2015年度から2019年度までとしており、現在、第2期戸田市子ども・子育て支援事業計画（2020年度から2024年度まで）の策定に向け、準備が進められている。そのため、今回は、第2期事業計画（案）として示されたパブリック・コメント資料も参考に、計画を確認する。

基本理念については、第2期事業計画（案）も変更の予定はなく「子どもが輝くまちとだ～子どもとおとなでつくる確かな次代～」を掲げ、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取り組みを進めてきた『戸田市子ども・子育て支援事業計画』及び『戸田市次世代育成支援行動計画』の基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画」としている。また、同事業計画の趣旨としては、子どもや子育て環境を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することであり、子どもだけでなく、妊娠期や子育て世帯も含めて対象としている。

この中では、本市における子ども・子育て支援の主要課題が示されている。第一期事業計画では、「子ども本位の教育・保育事業」「多様化する保育ニーズへの対応」「持続可能なサービス供給体制の確保」「妊娠・出産期から学童期まで」の4つを主要課題としており、第2期事業計画（案）では、第一期の振り返り等を踏まえ「子育て支援の充実」「乳幼児期の教育・保育の充実」「児童・青少年の育成環境の充実」の3つを挙げている。また、第2期事業計画（案）では、各論において「特に配慮が必要な子どもと家庭のために」が新たに章立てされ、支援や防止策が掲げられている。

さらに、同事業計画の推進体制としては、「保護者」「市民」「子育て支援団体」「事業者」「教育・保育施設等」「市」それぞれの役割が示されていることも特徴である。ここでは、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要と明記されており、総合的な子ども・子育てに関する計画となっている。

¹⁰ 子ども・子育て支援法第61条第1項では、「市町村は、基本指針（第60条）に即して、5年に一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と定められている。

(4) その他子どもに関わる計画

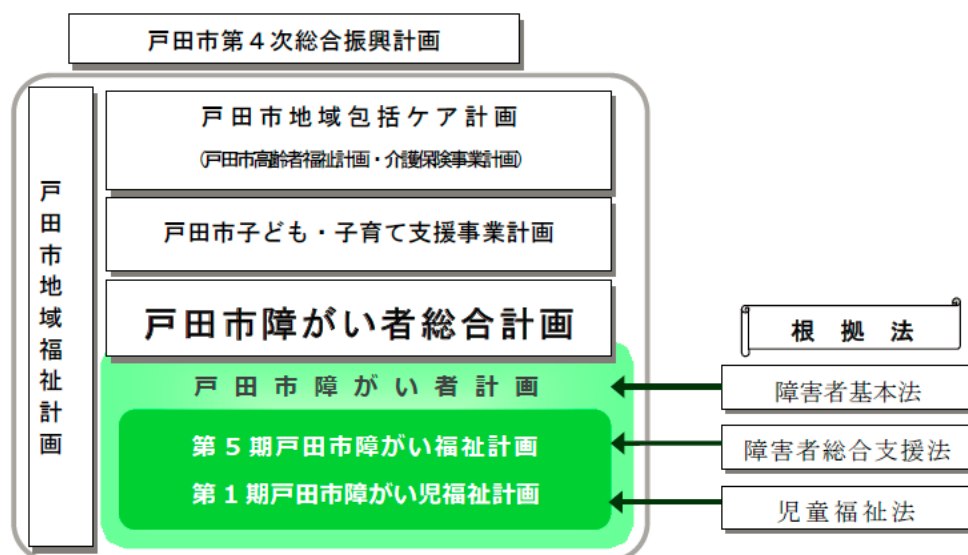
この他に、子どもに関わる計画として「第1期戸田市障がい児福祉計画」及び「戸田市第4次総合振興計画」の概要について確認する。

まず、障がい児福祉計画から順に確認する。

同障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく、市町村障害児福祉計画に位置付けられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画である。また、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができ、本市では「戸田市障がい者計画¹¹⁾」と「第5期戸田市障がい福祉計画¹²⁾」、同障がい児福祉計画の三つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、本市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として「戸田市障がい者総合計画」を策定している。

なお、同総合計画の関係図としては、図表21のとおりである。

図表21：戸田市障がい者総合計画の関係図



出所：戸田市障がい者総合計画（2018）

同総合計画は、第4次総合振興計画を上位計画とし、地域福祉や地域包括ケア、子ども・子育て支援等の関連計画との連携・調整を図りながら策定・推進するとしている。同総合計画は、2018年度から2023年度までの6年間としているが、同障がい児福祉計

¹¹⁾ 同障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、本市の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画

¹²⁾ 同障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービス等の提供確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画

画及び同福祉計画は、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間としている。

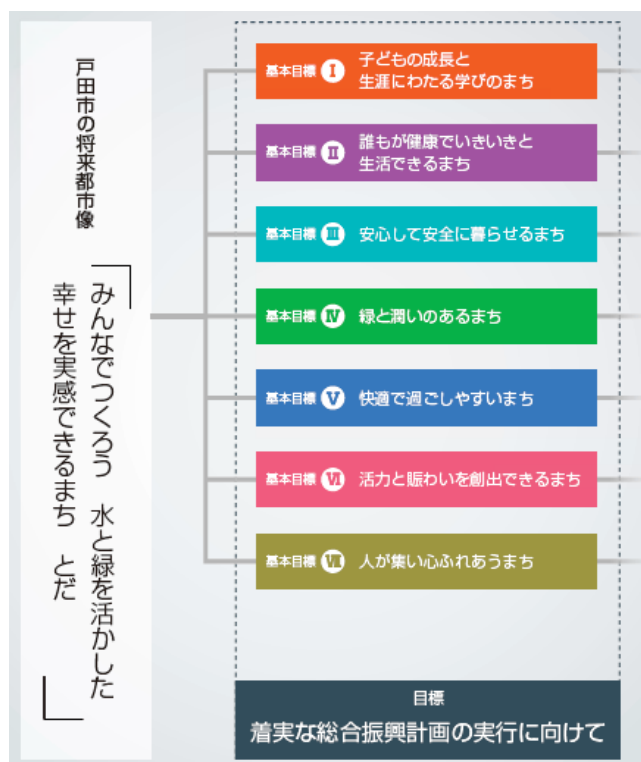
また、同障がい児福祉計画は、総合計画内の第6章「障がい児支援の充実（障がい児福祉計画）」部分であり、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」をポイントとして示している。さらに、成果目標として「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を掲げ、それぞれに活動指標を定めている。

同総合計画では、庁内関係部署や国・県の関係行政機関との連携を強化することや、「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、様々な課題について連絡・調整、政策検討を行うとともに、本総合計画の進捗状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、更には雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図るとしている。

最後に、第4次総合振興計画の概要について確認する。

同総合振興計画は、今後のまちづくりを進めるうえの指針となるものであり、市民、議会及び行政が共に目指す将来都市像を描き、その実現に向けた明確な目標や方策を定めた本市の最上位計画である。全体像としては、図表22のとおりである。

図表22：戸田市第4次総合振興計画の全体像



出所：戸田市第4次総合振興計画 後期基本計画（2016）

同総合振興計画では、本市の将来都市像「みんなでつくろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまち とだ」の実現に向け、まちづくりを戦略的に進めるため基本理念を定め、まちづくりの基本目標を示している。同総合振興計画（基本構想）の期間は、2011年度から2020年度までの10年間としており、基本計画の期間は、前期を2011年度から2015年度、後期を2016年度から2020年度としている。

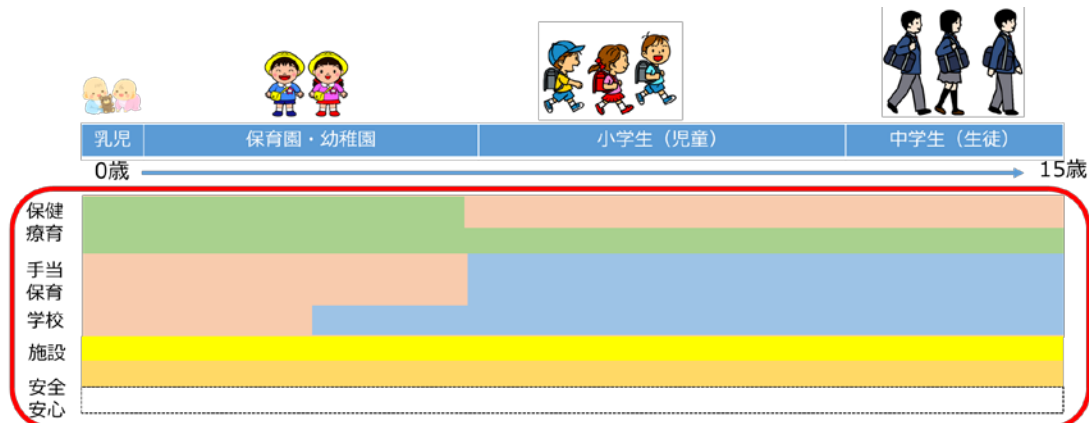
また、将来都市像の実現に向け、図表22のとおり7つの基本目標と着実な計画実行に向けた目標が掲げられている。この中では、基本目標Ⅰとして「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」を掲げ、楽しく子育てができるよう、家庭と地域社会全体で子育て世代を応援する環境の構築に向けて取り組んでいる。さらに、確かな学力を育成するとともに、たくましく心豊かな子どもを地域社会で育み、生涯にわたり学習できるまちを目指すとしている。

基本目標Ⅱ「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」では、市民が健やかで元気に暮らせるよう福祉サービスの更なる充実を図るとともに、地域と連携した医療体制を構築し、高齢者や障がい者など、誰もが安心していきいきと生活できるまちを目指すとしている。

さらに、7つの基本目標と着実な計画実行に向けた目標では、それぞれ複数の分野に分かれ、各分野は更に複数の施策によって構成されている。そして、基本計画に示す施策ごとの目的を達成するため、重点的に取り組むべき具体的な事業の実施計画を定めている。なお、実施計画は、社会や経済状況の変化等に迅速に対応するため、毎年度見直しを行い、各年度の予算編成の指針として活用している。

ここまで子どもや子育て、教育などの子どもに関わる計画を整理してきたが、各計画において目標が明確に定められ、本市の状況に応じた取組について庁内外問わず連携して進められている状況であることを確認した。

図表23：本市における子ども・子育て支援や教育施策（イメージ図）



出所：まちづくり戦略会議にて作成

また、前章第2節のWT研究会で整理してきたカテゴリー別及び年齢別の子ども・子育て支援や教育施策を整理すると、図表23のとおりイメージ図で表すことができる。上記までの内容に鑑みると、本市の計画や取組からは子どもや子育て支援、教育に関して切れ目なく網羅されているようにも感じられる。しかし、計画や取組が進められている状況においても今日的な問題を抱えている状況にある。そこで、次節からは、これまで整理してきた内容を踏まえ、「戸田型15年教育」として必要な視点や方向性を更に検討していく。

3.2 「戸田型15年教育」に必要な視点

ここからは、「戸田型15年教育」に必要な視点として、改めて問題として考えられる項目を振り返り、本市独自の0歳から15歳までの一貫性のある教育について検討を進めていく。

前章第3節では、WT研究会を中心に子ども・子育て支援や教育環境に抱く問題点を整理した。その後、優先して取り組むべきと考える問題点の洗い出しを行い、「ハード面の整備」「学校関係」「地域コミュニティ」「地域性を有する問題」「社会全体としての問題」の5つに区分し、本市の地域性を有する問題や全国的に対応が求められる社会一般的な問題など、各部署が連携して取り組んでいかなければならない内容が徐々に見えてきたところである。

この結果を踏まえ、まちづくり戦略会議においては、優先して取り組むべきと考える問題点と既存の取組をカテゴリー別に関連付けることが必要であると考え、WT研究会と連携して図表24のとおり再度整理を行った。なお、「手当・助成」以外のカテゴリー別の一覧については、文末の参考資料にて一括して紹介する。

図表24：(一例)カテゴリー別の子どもに対する取組と今日的な問題【手当・助成】

【手当・助成】子どもに対する既存の取組



【手当・助成】子どもに関する今日的な問題

| No. | 対応が求められている内容 | 解決に向けた取組(手段) | 対象 | 実施主体 | 連携先 | 概算(条例・規程、要綱、要領、協定等) | 予算(千円) | 問題点 |
|-----|--------------|-------------------------------|-------------------|------|-----------|---------------------------|---------|-----------------------|
| 外 | 外国籍の子どもの問題 | 児童手当、こども医療、遺児手当、ひとり親医療、児童扶養手当 | 制室により異なる | ご家庭 | - | 戸田市こども医療費条例、戸田市遺児手当支給条例 他 | - | 日本語のわかる人の向席がないと手続きが困難 |
| 費 | 子どもの貧困対策 | 就学援助事業 | 公立の小・中学校に在籍する市内住者 | 学務課 | 庁外 市内小中学校 | 戸田市要保護及び要保護児童生徒就学援助事務条例 | 151,817 | - |

出所：WT研究会にて作成

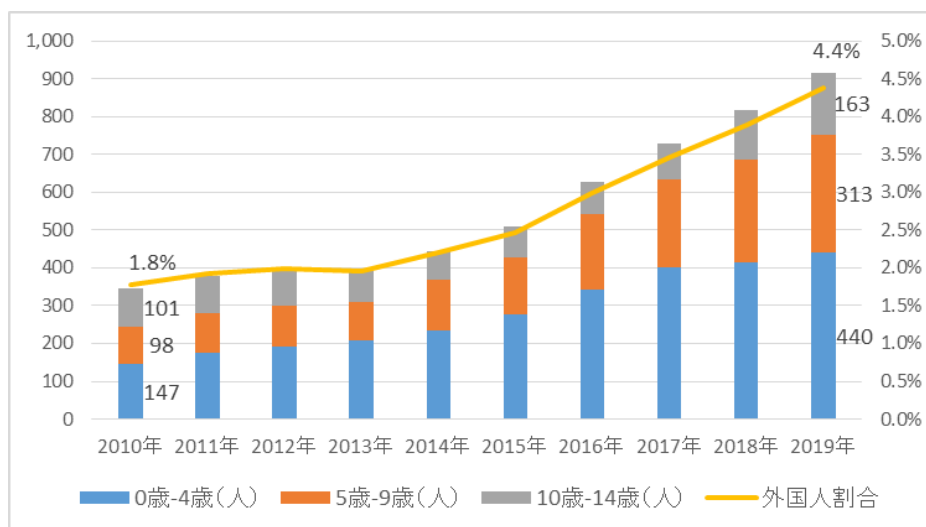
カテゴリー別に再整理するに当たっては、子ども・子育て支援や教育環境で改善していくべき点をカテゴリー別に整理するだけでなく、解決に向けて実施している既存の取組を明らかにし、庁内外で連携して取り組んでいる内容を見える化することも意識して進めたところである。この結果、多くのカテゴリーで共通して抱えている課題がわかり、本市において優先して解決に向けて取り組んでいくべき内容が明らかになったところである。

ここで明らかになった内容としては、「外国人の子どもに対する対応」「障がい児への支援」「児童虐待への対応」「子どもの貧困対策」の4点である。例えば、図表 24 でまとめた「手当・助成」では、日本語の分かる人が同席しないと手続が困難であることや、子どもの貧困対策として就学援助等を必要な人に情報が届きにくいといった問題が明らかになった。こういった内容については、手当・助成の分野だけでなく、保育や保育園・幼稚園、学校・学習、相談など、多くのカテゴリーで共通しており、優先して連携しながら取り組んでいくべき内容であることが判明した。

また、上記の4点については、まちづくり戦略会議や WT 研究会での意見としてだけでなく、各種データからも過去から状況が変化してきたことを確認することができる。そこで、それぞれの内容について、順に確認していく。

まず、一つ目の「外国人の子どもに対する対応」としては、本市の地域性を有する問題であり、外国人の子ども人口の急増に対し、連携・協力しながら取り組んでいくべき内容である。本市における外国人の子ども人口の推移を確認すると、外国人年少人口及び割合としては、図表 25 のとおりとなっている。

図表 25：外国人年少人口及び割合の推移（2010年～2019年）



出所：戸田市 市民課（住民基本台帳人口）各年1月1日現在

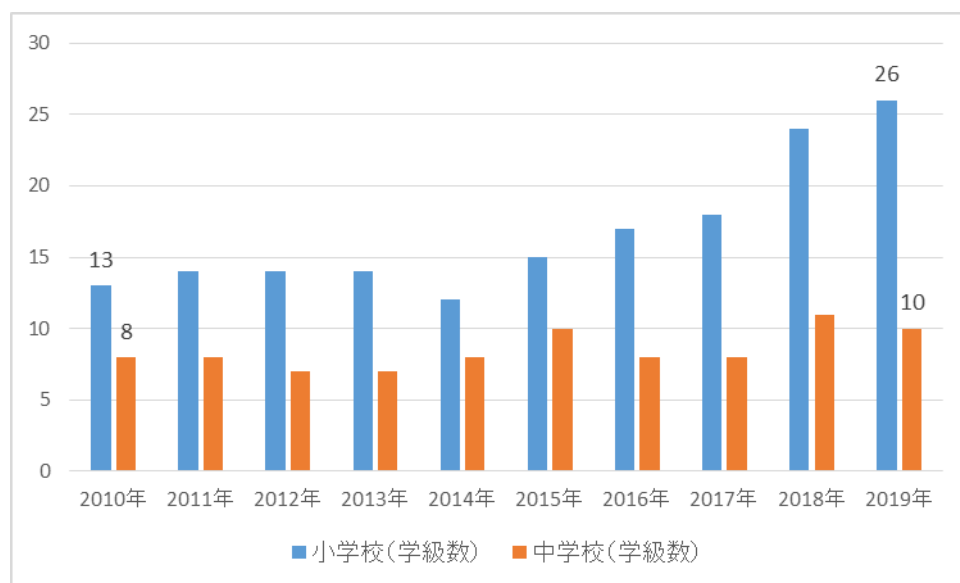
2010年に346人であった外国人年少人口は、2019年には916人まで増加（570人）しており、特に近年増加のスピードが加速し、過去5年で2倍以上も増加している状況である。また、年少人口全体に対する外国人の割合としては、2010年の1.8%から2019年には4.4%まで増加しているが、外国人住民全体の割合（5.2%）よりは小さい状況である。しかし、外国人住民全体では、過去10年で3.5%から5.2%に増加しているのに対し、年少人口に限定すると2倍以上も増加しており、外国人の子ども達が急激に増加している状況であることがわかる。

また、5歳階層別で年少人口の内訳を見ると、0歳から4歳までの年齢層が最も多い。ただし、これまで就学前の年齢であった子ども達が、小学校や中学校に進学する年齢に上がりつつあり、小学校や中学校の外国人の児童生徒が増加している。そのため、小・中学校における日本語指導を必要とする児童生徒に対する対応や教育の在り方など、日本語指導なども含めた支援策が求められている状況となっている。

さらに、外国人住民の国籍や地域は様々である。このような状況から、外国人の子どもへの対応策を講じていく必要性は明らかであり、子どもの成長に合わせて各部署の情報共有や連携を図りながら支えていくことが不可欠な状況となっている。

次に、二つ目の「障がい児への支援」としては、全てのカテゴリーに該当するとの意見もあり、連携が急務となっている。特別支援学級や18歳未満の障害者手帳所持者の推移などから確認していくと、まず、市内特別支援学級の推移としては、図表26のとおりである。

図表 26：市内特別支援学級の推移（2010年～2019年）



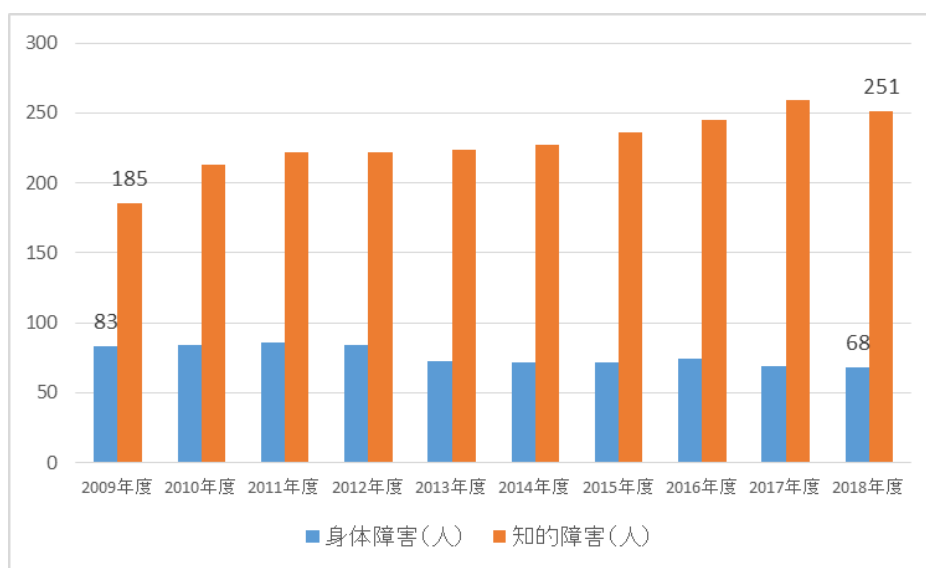
出所：戸田市 学務課（各年4月6日現在）

小学校については、2010年の13学級から2019年には26学級まで増加(13学級)し、10年間で2倍に増えている。また、中学校については、2010年の8学級から2019年に10学級まで増加(2学級)している。この間、一時減少した年もあったが、全体としては微増している傾向にある。

また、埼玉県全体として見ると、特別支援学校・学級数及び在学者数については、それぞれ増加が続いている¹³。特別支援学級数については、2010年の1,414学級から2019年には1,873学級、在学者数としても、2010年の5,915人から2019年に7,898人まで増加している状況であり、県全体としても増加傾向にあることがわかる。

続いて、18歳未満の障害者手帳所持者の推移については、図表27のとおりである。なお、精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別は非公開となっているため、今回は「身体」「療育(知的)」のみ取り上げることとする。

図表27：(18歳未満) 障害者手帳所持者の推移 (2009年度～2018年度)



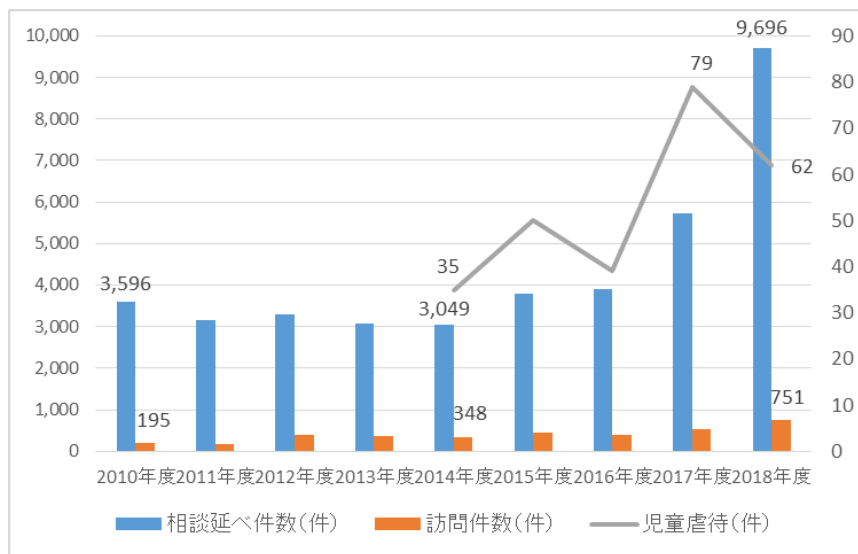
出所：戸田市 障害福祉課 (各年度3月31日現在)

身体障がい児については、2009年度の83人から2018年度に68人まで減少(▲15人)し、10年間で18.1%の減少率を示している。一方で、知的障がい児については、2009年度の185人から2018年度に251人まで増加(66人)し、35.7%の増加率を示している。また、今回は手帳所持者数のみ確認しており、障害別や等級、程度別にまで詳細を把握することはできていない。さらに、上記のほかにも精神障がい児への対応などもあるため、支援や各部署間の連携などが更に求められる状況であると言える。

¹³ 埼玉県 HP「埼玉県の教育統計」、2020年3月3日アクセス
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/kyoikutokei.html>)

続いて、三つ目の「児童虐待への対応」については、本市だけでなく、社会全体の問題として注目されている。今回、本市のこども家庭相談センターにおける相談・訪問件数及び児童虐待件数の推移について、図表 28 のとおり確認する。なお、児童虐待件数については、一般的に公表しているデータが過去 5 年であったため、そこから推移を確認していく。

図表 28：こども家庭相談・訪問件数、児童虐待件数（2010 年度～2018 年度）



出所：戸田市 こども家庭課（各年度 3 月 31 日現在）

こども家庭相談延べ件数としては、2010 年度の 3,596 件から 2018 年度に 9,696 件まで増加（6,647 件）しており、特に近年増加のスピードが加速している。5 年前の 2014 年度までは増減を繰り返している状況であったが、2014 年度からは 3 倍以上にまで相談件数が増加している。また、訪問件数については、2010 年度の 195 件から 2018 年度に 751 件まで増加（556 件）し、過去 5 年間で 2 倍以上増加している状況となっている。

また、児童虐待の件数については、2014 年度の 35 件から 2018 年度に 62 件まで増加（27 件）しており、各年度によって件数の増減はあるものの、以前に比べて大きく増加していることを読み取ることができる。

さらに、子どもや子育てに関する相談は年々増加しており、相談内容に関しても複雑化している状況である。今後も相談・訪問件数の増加や虐待につながるような事案の深刻化などにより、対応が困難になることも予想されており、相談体制の強化が求められている。そこで、2020 年度から、児童虐待への対応強化を目的とした支援拠点の整備に向け、児童虐待対応の専任担当を新設する組織改正を予定しており、こども家庭課を中心とする体制の強化や庁内の連携に向けた準備が進みつつある。

最後に、4点目の「子どもの貧困対策」としては、社会全体で問題視されているが、本市においても取り組んでいかなければならない問題となっている。

まず、日本全体の貧困率の状況としては、2016（平成 28）年度国民生活基礎調査が基準にされることが多く、ここでは2015年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）が122万円、相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.6%となっている。また、子どもの貧困率（18歳未満）については13.9%となっており、7人に1人の子どもが貧困状態に陥っていることがデータで示されている。

このような中、本市では、可処分所得を基準とした調査は行われていないが、子育て世帯の経済状況や生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について把握し、その家庭等が抱えている問題を顕在化させるため、2018年10月に子どもの実態把握調査を実施している。同調査では、0歳児保護者、小学5年生児童・保護者、中学2年生生徒・保護者を対象とし、生活につき困難を抱える世帯について、収入だけではなく、支払困難な経験の要素も加えることで「生活困難層」を把握した。

ここでは、収入についてはOECD（経済協力開発機構）による定義に基づき、世帯員の人数ごとに収入を区分し、支払困難経験については「食料・衣類、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金、家賃」の中で、過去1年間に経済的理由による買えなかった経験や支払えなかった経験が2項目以上該当する世帯を生活困難層に位置付けている。その結果、0歳児保護者で5.0%、小学5年生児童で5.8%、小学5年生保護者で6.1%、中学2年生生徒・保護者で7.6%となっている¹⁴。

上記の調査結果と日本全体の子どもの貧困（率）を単純に比較することはできない。しかし、本市においても、子どもの貧困に対して対策を講じていかなければならないことは、生活困難層の割合からも明らかである。

また、保護者の経済的に困難な状況は、学習・体験などの教育機会の減少や学力の低下など、子どもに様々な影響を及ぼし、その結果不安定な就業などにもつながり世代を超えて貧困に陥るとも言われている。子どもの貧困対策については、根本的には保護者の生活支援・再建が必要な問題であり、生活保護や就業支援などが必要である。しかし、貧困から児童虐待につながってしまうケースなどもあり、子どもに関わる問題として位置付けて庁内外で連携して取り組んでいかなければならない。

ここまで「戸田型15年教育」に必要な視点として、子どもや子育て、教育環境に関して更に必要な点を検討し、「外国人の子どもに対する対応」「障がい児への支援」「児童虐待への対応」「子どもの貧困対策」など、優先して取り組んでいくべき内容を確認してきた。これらの特徴としては、一つの部署だけで完結するものではなく、子どもを担当する部署の連携が不可欠なものである。そこで、「戸田型15年教育」としては、子どものためを第一に考え、子どもが置かれている状況を的確に把握し、その情報を共有してきめ細かい支援策を連携して講じていくことが欠かせないものであると言える。

¹⁴ 戸田市子どもの実態把握調査報告書（2019）より

「定義」の共起ネットワーク図は、一つ一つの単語からキーワードを抽出し、それらの距離が近いか遠いかを計算して、図に例示したものである。また、円の大きさは、単語の出現回数を示しており、同じ色の円は距離が近いキーワードとなっている。線で結ばれている円同士は近い距離にあり、共通に出現していた共起関係にあるものとなっている。

ここでは、緑・青・赤の大きく3つのグループに分かれており、緑のグループは「行政・家庭・学校・地域・連携」など、青のグループは「子ども（子供）・子育て・支援・社会」など、赤のグループは「すべて・連携・幼稚園・環境」などのキーワードが線で結ばれ、まとまっている。

今回の「定義」の共起ネットワーク図で注目すべき点としては、「教育」という単語が各研究員から出ていないことが挙げられる。前節までの「戸田型15年教育」に必要な視点までを振り返ってみても、学校や学習の中身が議論の対象となることはほとんどなく、各会議では子どものライフステージに応じた保健や保育、小・中学校までの切れ目ない支援、配慮が必要な子どもに対する連携、地域性や社会全体における問題点などが議論の中心となってきた。

また、本市においては、子どもに関わる各種計画や方針で目標や基本理念が掲げられており、それぞれ計画に沿って事業が既に進められている。戸田市の教育振興に関する大綱や第3次戸田市教育振興計画では、本市が目指す「とだっ子」像が示されていることもあり、学校や学習の中身よりも支援が途切れがちな子どもに対する支援策や連携に向けた取組が求められており、「戸田型15年教育」としても必要な視点となっている。

そこで、戦略会議やWT研究会の議論から、各種計画や方針の根底にある子どもの最善の利益を目指した「戸田型15年教育」を共通言語として設定し、誰一人取り残さない、どんなケースでも生き抜くとだっ子を育てていくような方向性を示すことが重要であると位置づけた。「戸田型15年教育」をキーワードとして庁内の連携を進め、一丸となって取り組んでいくことが肝要であるとまとめたところである。

さらに、「戸田型15年教育」の実現に向けては、庁内外に情報を分かりやすく伝達するルールをつくり、こぼれ落ちそうになってもそのルールに乗せる仕組みを構築することが効果的であると考え。そのためにも、「戸田型15年教育」の定義付けや理念の浸透、体制の強化が求められることから、先進事例も参考にしつつ、方策を検討していくこととする。

第4章 先行事例

ここまで現状把握を進め、本市で抱えている子ども・子育て分野や教育に関する問題点やその要因分析などから、「戸田型15年教育」として取り組んでいくべき方向性を検討してきたところである。今後、本市独自の一貫した教育の具体的な方策を検討するに当たっては、他自治体で進めている先行事例を参考に、その優れた面を取り入れて検討することが効率的かつ効果的である。

そこで、今回は県内自治体の草加市と、「戸田型15年教育」の推進を掲げるきっかけとなった福井県の二つ事例を中心に調査する。

草加市では、「第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」の下、「学び」「心」を結ぶ幼保小中を一貫した教育を推進しており、0歳から15歳まで見通しを持って取り組んでいる。また、福井県では、0歳から高校卒業までの18年間を連続的に捉えた「福井型18年教育」を推進し、基礎・基本を定着させる「ていねいな教育」、夢や希望に向かって挑戦する基礎を築く「きたえる教育」に加え、地域・家庭・学校の互いの信頼感やつながりの強さなどを背景に、福井県の子ども達の学力・体力は全国トップクラスを続けている。

このような二つの特徴的な一貫した教育の先行事例を調査することで、本市で取り入れるべきポイントの参考とし、今後の方策検討に活かしていくこととする。

4.1 草加市「幼保小中を一貫した草加の教育」

草加市の先行事例を調査するに当たっては、ホームページや既存資料の調査だけでなく、子ども教育連携推進事業を所管する「草加市教育委員会子ども教育連携推進室」にヒアリング調査を依頼し、直接内容の説明をしていただいた。同調査では、子ども教育の連携の経緯や幼保小中を一貫した教育の目的、0歳から15歳まで見通した具体的な取組などの説明があり、本報告書では「戸田型15年教育」と関係の深い内容を中心にまとめていく。

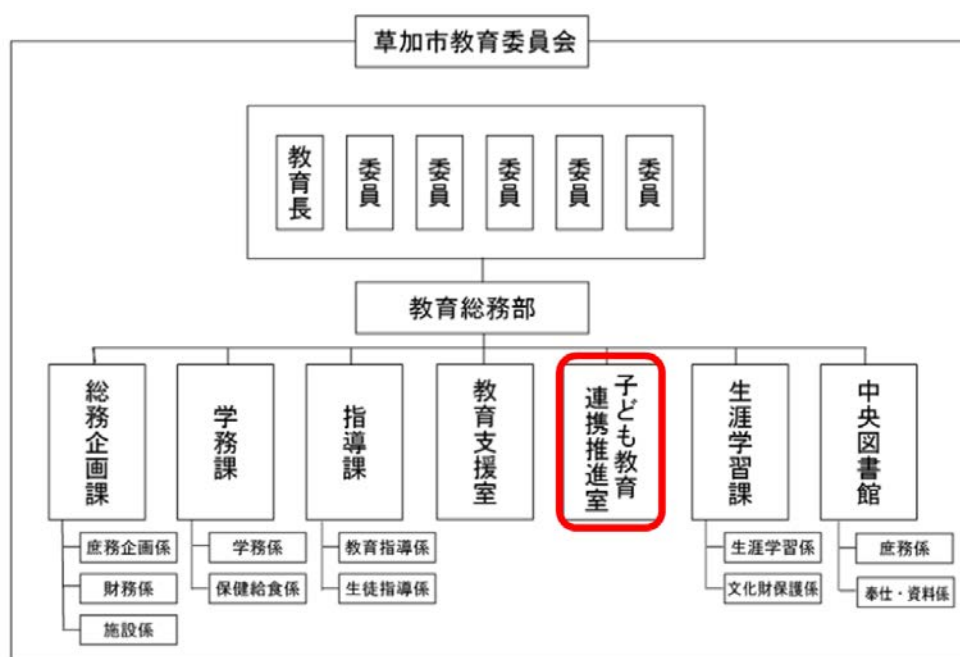
草加市の幼保小中を一貫した教育のイメージとしては、子ども達が中学校を卒業するまでの目指す子ども像を「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる草加っ子（15歳の姿）」と定め、0歳から15歳まで見通しをもって子どもを育てることである。特に、家庭や幼稚園・保育園、小学校、中学校の接続期を重視しており、具体的には中学校区を単位に取組を推進しており、例えば中学校1校に対して、小学校2校、校区内の幼稚園・保育園などを一つの単位として進められている。

また、特徴としては、あくまで学習指導要領等に基づいており、前倒し教育ではないということが前提にあるなか、非認知的能力の育成を重視し、幼児期の育ちが生涯にわたる学習の基盤であるとの考えから、幼児期の教育を重視している点が挙げられる。

次に、子ども教育の連携の経緯としては、様々な教育課題を解決する必要性や市全体の基本構想・基本計画で子育てや学習向上が重視されたこと、「子育てをするなら草加」という意識の醸成などを背景に、子ども教育の連携によって課題の解決を目指してスタートしたものであった。具体的には、2011 年度に子ども教育連携推進室・設置準備チーム（市長付ゼネラルスタッフ、学校教育課指導主事、総務企画課長補佐、保育課長補佐、学校施設課主事）が設置され、当初は4歳から15歳までの11年間を対象として検討が進められた。そして、2012 年度に子ども教育連携推進室（室長、指導主事（兼務2名）、主幹、指導員（退職校長）3名）を設置し、推進委員会などを通じて「第一次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」が策定されたことで、幼保小中連携を本格的にスタートさせている。

現在は「第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」に基づき、子ども教育連携推進室が中心となって取組が進められている。なお、草加市教育委員会の組織体制としては、図表 30 のとおりである。

図表 30：草加市教育委員会組織図¹⁵



出所：草加市 HP

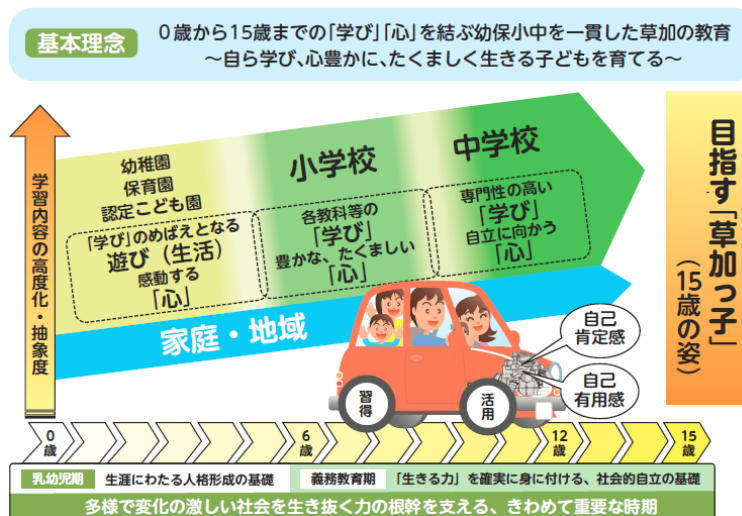
また、同基本方針・行動計画の推進に資する体系図や基本理念の概念図については、図表 31・32 のとおりわかりやすくまとまっている。

¹⁵ 草加市 HP「草加市教育委員会組織図」、2020 年 3 月 4 日アクセス
 (<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2101/030/010/010/PAGE000000000000049996.html>)

図表 31：第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画 体系図



図表 32：草加市子ども教育の連携推進の基本理念 概念図



出所：第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画 (2016)

図表 31・32 の同基本方針・行動計画の推進に資する体系図や基本理念の概念図では、「第二次草加市教育振興計画」から幼保小中を一貫した子ども教育の連携につながっていることがわかりやすく紹介されている。また、基本理念や子ども教育の連携の定義、方針、ねらいなどに一貫性があり、連携推進の舵取り役まで明確にされている。さらに、目指す「草加っ子」（15歳の姿）に向けて、子どものステージごとに重要なポイントが明記されており、市民にとっても非常にわかりやすい内容となっている。

また、0歳から15歳までの教育課程では、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続などもポイントとしており、幼保小中一貫プログラムが進められている。ここでは、幼保小接続期カリキュラムや小学校・中学校の円滑な接続として、乗り入れ授業や合同研修会などを実施しており、異年齢の子ども達が交流することの工夫がなされている（写真3）。

写真3：子ども教育の連携の様子¹⁶



出所：草加市 HP

¹⁶ 草加市 HP 「子ども教育の連携の様子」、2020年3月5日アクセス
<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2120/content/youhoshouchuu/kodomokyouiku.html>
 ()

さらに、年間指導計画や保育計画においては、「草加っ子 にこにこ わくわくプラン（草加市 乳幼児期 保育・教育課程）」や「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」など、市内の幼稚園・保育園、小学校、中学校の教職員がカリキュラム編成やそれぞれの学びに活用している。

この他にも、子育てリーフレットを独自に作成しており、接続期に重要な視点や子育てで世帯に必要な情報をわかりやすく紹介している（写真4）。

写真4：（草加市）子育てリーフレット



出所：草加市子ども教育連携推進室からの提供資料

子育てリーフレット「もうすぐ1年生」は、5歳児の保護者を対象に就学時健康診断の時に配付しており、入学までに身に付けてほしいことや保護者の関わり方を紹介している。また、「エンジョイ！中学校生活」は、小学5年生と小学6年生の保護者を対象に12月頃に配付しており、中学校生活の様子を中心に小学校との違いを紹介している。さらに、「笑顔で子育て」は、母子手帳の交付時や3か月健診、入園・入学時などの子どものライフステージごとに保護者に配付することで意識付けを進めており、発達段階ごとの子どもへの関わり方を簡潔に紹介している。

ここまでまとめてきたように、草加市では幼保小中を一貫した教育が体系的に進められている。「戸田型15年教育」の参考となる内容は多々あるが、ヒアリング調査では、特に「トップダウン」「対象の限定」「分かりやすさ」の3点が印象的であった。

草加市では、子ども教育の連携によって課題を解決するため、体制の整備や幼保小中一貫した教育の推進に向けてスタートしている。トップダウン型で組織を動かしたことにより、子ども教育の連携体制が構築され、取組の推進につながっている。

次に、幼稚園・保育園と小学校・中学校の連携を「学習」の分野にある程度限定したことも、その後の推進につながる要因である。私立幼稚園については、お願いベースになるとの説明であったが、小学校との学びの連続性などの理解も得られており、接続期を中心とした取組が広がっている。

最後に、「笑顔で子育て」などの子育てリーフレットの作り方を工夫し、子どもの成長の節目ごとに配付することで意識の浸透を図っていることも特徴的である。内部の意識統一はもちろんのこと、市民に対してもわかりやすく周知することで草加市の一貫した教育が進む要因となっている。

4.2 福井県「福井型 18 年教育」

続いて、福井県の「福井型 18 年教育」について、ホームページや文献調査を中心に、特徴を簡単にまとめていく。

福井県では、目指す教育の姿として基本理念を「ふるさと福井への誇りと愛着を持ち、自ら学び考え行動する力を育む 教育県・福井」と定め、基本的な方針に向けて以下のとおり説明している¹⁷。

本県では、接続を重視した「福井型 18 年教育」を進め、独自の少人数教育により基礎・基本を定着させる「ていねいな教育」、夢や希望に向かって挑戦する基礎を築く「きたえる教育」により、福井の子どもたちの学力・体力は全国トップクラスを続けています。

今後も、地域・家庭・学校の互いの信頼感とつながりの強さ、教員の熱心さに支えられたこれまでの良さを活かした教育を進め、さらに全国をリードできるよう学力・体力を向上させ、地域に新たな活力を生み出し、福井の将来を担う人づくりを推進します。

このため、子どもたち一人ひとりがふるさと福井への誇りや愛着を持ちながら、福井に世界に活躍できるよう、それぞれの得意分野を伸ばし、夢や希望を実現する「突破力」を身に付けることができる教育を推進します。

また、教員研修の充実や自主的な研究の促進に努めるとともに、社会の変化に対応した学校・学科の整備を進めます。

このなかでは、「接続を重視した『福井型 18 年教育』」との説明がある。また、基本的な方針の「方針 2：夢や希望を実現する『突破力』を身に付ける教育の推進」の中で、主な施策として「(3)『福井型 18 年教育』の基盤となる幼児教育の充実」が掲げられている。今回、ホームページや各種行政計画を調査したが、「福井型 18 年教育」の明確な定義を見つけることができなかつたため、主な施策で取り上げられている「幼児教育

¹⁷ 福井県教育委員会「福井県教育振興基本計画」(2015) より

の充実」を中心に、確認することとする。

『福井型 18 年教育』の基盤となる幼児教育の充実」では、「本県独自のカリキュラムに基づく保幼小接続を県内全域で推進」「3 歳児から小学校 1 年生までの幼児教育カリキュラムを策定・実践」「幼児教育支援センターを中心に保育所・幼稚園・認定こども園の中核となる人材を育成」などが示されている。

福井県では「福井型 18 年教育」のスタート期を充実させるため、2012 年に福井県幼児教育支援センターを開設している。同支援センターでは、幼稚園・保育所・認定こども園の「横」がつながり、幼児教育と小学校教育の「縦」がつながる中で、長い目で見て子どもの育ちを実現するため、2015 年に福井県保幼小接続カリキュラム「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム」を策定し、その後、同カリキュラムは県内全小学校区で活用されている。

同カリキュラムは、幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を受けて内容の見直しがなされ、「10 の姿」それぞれに 0 歳から 7 歳の各年齢で見られる成長の姿を示し、共通した幼児教育の実践につなげている。同カリキュラムの「10 の姿が育つプロセス」は、図表 33 のとおりである。

図表 33 : 【10 の姿が育つプロセス】



出所: 福井県幼児教育支援センター「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム」(2019)

同カリキュラムでは、幼児教育や小学校教育の各先生に対して、10の姿が育つプロセスや遊びのプロセスについて説明されており、更に接続をコーディネートする先生に対しては、接続推進計画のポイントなどを示している。また、同カリキュラムの実践を進めるため、保育園や幼稚園、小学校などの先生を対象とした大学講師等による「幼児教育から小学校教育への接続講座」や「公私園種を問わず幼児教育の先生方が共に学び合える幼児教育研修」なども実施している。

この他にも、全市町に市町幼児教育アドバイザーを育成・配置したり、全保育所や幼稚園、認定こども園に園内リーダーを育成・配置を進めたりするなど、同支援センターを中心に人材育成にも取り組まれており、福井県全体として幼児教育の充実が進められている。

また、幼児教育以外にも、小学校から高校までを通じた発展的な理数学習の充実や小・中学校を通じた読書活動の促進、小・中学校を通じた古典学習の充実、特別支援学校と小・中学校との交流や協働学習の充実など、様々な取組が進められている。

さらに、福井県は、独自の少人数教育により基礎・基本を定着させる「ていねいな教育」、夢や希望に向かって挑戦する基礎を築く「きたえる教育」に加え、地域・家庭・学校の互いの信頼感やつながりの強さや教育の熱心さなどを背景に、福井県の子どもの学力・体力は全国トップクラスであることが特徴的である。

全国学力・学習状況調査と全国体力・運動能力、運動習慣等調査（各2018年度）の結果については、図表34のとおりである。

図表 34：全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

●全国学力・学習状況調査(平成30年度) (国語と算数・数学はA問題とB問題の正答率の合計)

| | 小学校の正答率 | | | 中学校の正答率 | | |
|-----|---------|-------|------|---------|-------|------|
| | 国語 | 算数 | 理科 | 国語 | 数学 | 理科 |
| 福井県 | 133 | 122 | 64 | 143 | 125 | 71 |
| 全国 | 125.4 | 115.0 | 60.3 | 137.3 | 113.0 | 66.1 |

●全国体力・運動能力、運動習慣等調査(平成30年度) (実技8種目を点数化した体力合計点の都道府県平均値)

| | 小学5年 | | 中学2年 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 福井県 | 57.41 | 60.15 | 45.50 | 54.94 |
| 全国 | 54.21 | 55.90 | 42.32 | 50.61 |

出所：福井県教育委員会「ふくい教育」(2018)

図表34では、実際の順位が示されていないが、全国学力・学習状況調査では、都道府県順位として小学校が全国第3位、中学校が全国第1位となっている。全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、小学校・中学校ともに全国第1位であり、このような優れた結果からも福井県の教育は注目を集めている。

ここまで確認してきたとおり、福井県の教育に関しては参考にすべき点が多々ある。しかし、県と市で実施できる範囲が異なるため、全てを取り入れることは難しい。例えば、一人の教員が3学年全てを担当する「タテ持ち」や複数の教員が協働した授業づくり、大量の宿題量とその点検システムなどの昔から当たり前となっている風土など、学校教育や地域との信頼感などについて取り入れることは困難である。

そこで、幼児期からの一貫した接続期を重視する教育の視点やその連携など、本市で導入可能な内容について参考にしていきたい。

第5章 「戸田型 15 年教育」実現を目指して

ここまで本市の現状把握から子どもや子育て、教育に関連する問題などの分析を通じて、「戸田型 15 年教育」として必要な視点を検討してきた。さらに、前章では、草加市及び福井県の一貫した教育を先行事例として調査し、「戸田型 15 年教育」に活かすべきポイントを確認し、本市での導入可能性などを検討してきたところである。

そこで、本章では、今回の戦略会議及び WT 研究会による調査全体の本論部分として、「戸田型 15 年教育」の実現に向けて不可欠であると考え、必要な定義や理念、方策などをまとめることとする（写真 5）。

写真 5：（第 4 回）WT 研究会での方策検討の様子



出所：WT 研究会にて撮影

5.1 「戸田型 15 年教育」の定義・理念の設定

「戸田型 15 年教育」については、調査開始時において定義や理念が明確に定められていない状況であった。そのため、「戸田型 15 年教育」の定義の設定に向け、WT 研究員による意見出しから、テキストマイニングによるキーワード抽出、更にはその結果を踏まえた各戦略会議や WT 研究会での議論などにより、共通言語化を目指して検討してきたところである。これらの検討結果を集約し、「戸田型 15 年教育」の「定義」を以下のとおり設定することを提案したい。

【定義】

戸田市が目指す「とだっ子」像に向けて 切れ目なく支援する一貫した姿勢

戸田市の教育振興に関する大綱や第 3 次戸田市教育振興計画では、本市が目指す「とだっ子」像を「希望を持ち、思いやり、未来を拓くため 最後までやり抜く児童生徒」と定めている。そのため、「戸田型 15 年教育」では、この「とだっ子」像に向けて取り

組んでいくことが必要であるとの結論付けを行った。また、「戸田型」の独自性には、「とだっ子」像も含まれていると考えたところである。

さらに、共通言語化に向けた調査経過においても言及したところであるが、定義の意見では「教育」の文言が入っておらず、それよりも子どもに対して切れ目なく連携していくことの必要性が共通の認識となっている。「戸田型 15 年教育」で優先して取り組んでいくべき内容を検討する中でも、「外国人の子どもに対する対応」「障がい児への支援」「児童虐待への対応」「子どもの貧困対策」など、一つの部署だけで対応できるものではなく、子どもに関わる部署や関係者の連携が不可欠なものとしてあがった。そのため、調査関係者の意見を集約し、「切れ目なく支援する一貫した姿勢」としたところである。なお、「戸田型 15 年教育」は、子どもに関するあらゆる計画や方針等の根底にある共通の考え方と位置づけ「姿勢」と表現している。

この他、定義を検討する中では「戸田型 15 年教育」を推進する主体として、家庭や地域、民間事業者、市民団体、保育園、幼稚園、小学校、中学校、行政などの実施主体を入れるべきではないかとの意見があった。しかし、主体を例示することで自分事としての認識は高まる反面、その並べ方によって誰が中心となるかなどの考えにも及ぶおそれがあり、今回はあえて入れないこととしている。

このような検討結果から、「戸田市が目指す『とだっ子』像に向けて 切れ目なく支援する一貫した姿勢」を定義として提案したところである。

次に、「理念」について、以下のとおり設定することを提案したい。

【理念】

戸田市では子どもたちを「誰一人取り残さない」

本調査では、0 歳から 15 歳までの切れ目ない支援や取組をカテゴリ一別に確認したところである。その結果、新たな取組を立ち上げるのではなく、子どもの最善の利益を目指し、部局の垣根を越えた情報共有や連携が重要であり、課題解決や配慮が必要な子どもに対するフォロー体制が進む「理念」が必要であると判断した。

そこで、戦略会議や WT 研究会の議論でも多く意見のあった、誰もが共通して考える「子どもたちを『誰一人取り残さない』」というフレーズを取り入れたものである。

また、第 3 次戸田市教育振興計画では、基本理念・キャッチフレーズを「生き生きと共に育む 教育のまち 戸田～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～」と定め、戸田市子ども・子育て支援事業計画では「子どもが輝くまち とだ～子どもとおとなでつくる確かな次代～」としている。さらに、戸田市障がい者総合計画（「第 1 期戸田市障がい児福祉計画」含む）では、「『と』ともに生き ともに支え合い・『だ』だれもが・『し』しあわせを実感できるまち～子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通じ、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ～」となっている。

このように、計画ごとに基本理念が掲げられている。本来であれば全てを頭に入れ、それら基本理念に基づいて行動し、計画を推進していく必要がある。しかし、実際にはその全てを念頭に置いて業務を進めていくことは、なかなか容易なことではない。

そこで、「定義」も同様の考え方であるが、「理念」についても簡潔なフレーズとして設定した。このような検討結果から、「戸田市では子どもたちを『誰一人取り残さない』」を理念として提案したところである。

さらに、上記の定義や理念の下、「戸田型 15 年教育」の実現に向けて必要な方策として、以下の 3 点を提案したい。

5.2 「戸田型 15 年教育」実現に向けた方策

(1) 理念の浸透

「戸田型 15 年教育」の理念としては、「戸田市では子どもたちを『誰一人取り残さない』』というわかりやすいフレーズを設定し、覚えやすく浸透しやすい工夫をしている。また、「誰一人取り残さない」のフレーズは、2015 年の国連総会で採決された国際的な開発目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の基本理念の一つである「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」も参考に、本市で必要な「戸田型 15 年教育」の理念として関連付け、設定したところである。

また、これまでも「教育のまち」や「子育てのまち」などのキャッチフレーズが使用されることが多く、教育や子育てに関する施策は本市の特長となっている。そこで、既存の先行的な教育・子育て施策に加えて、子どものために第一に考えた「+（プラス）戸田型 15 年教育」の視点を意識付け、子どもに関するあらゆる計画や方針等の根底にある共通の考え方として浸透を図っていく。その結果、「教育」や「子育て」の施策が本市のブランドとして更に進化していくものとする。

しかし、覚えやすい理念を設定したとしても、それが浸透し実行につながっていくとは限らない。今回の調査結果については、調査報告書として庁内外に発表していくものである。ただ、実際に調査報告書が関係者以外に読まれるかは疑問に思っているところである。そこで、「戸田型 15 年教育」の理念を浸透させるための方策として「名刺への印刷」と「ロゴマークの作成・周知」について提案したい。

特に、WT 研究会では、各職員の名刺に「戸田型 15 年教育」を記載することにより、職員への意識付けが図られるとともに、対外的にも「戸田型 15 年教育」が浸透していくとの意見が多くあった。また、名刺に記載することで職員の認識が高まるとともに、名刺を渡した相手から質問されることに備える必要性などから、職員への理解が進むと考えたところである。さらに、名刺が渡った相手にとっても、本市では「戸田型 15 年教育」を掲げて「子どもたちを『誰一人取り残さない』」の理念の下で取組が進んでいくとの情報が伝わり、浸透されていくものとする。

また、文字だけではなく、「戸田型 15 年教育」として共通するロゴマークがあることで、更に理念の浸透を図ることができる。先述した SDGs では、SDGs の認識を高めるため、図表 35 のとおり全体を表す一つのロゴと、17 の個別のアイコンが作成されており、これらのロゴやアイコンなどからも理念や取組の浸透が図られ、広く認知が進んでいる状況である。さらに、指定の規格を変更しなければ自由に利用することができ、図表 36 のとおり組み合わせで使用することも可能であり、多くの自治体や民間企業などで利用が進んでいる要因となっている。

上記のような手法も取り入れながら、「戸田型 15 年教育」の理念の浸透を図っていくことが有効であると考える。

図表 35 : SDGs ロゴと 17 のアイコン



出所：国際連合広報センターHP

図表 36 : (一例) SDGs ロゴ (非国連主体用) 組み合わせ



出所：国連グローバル・コミュニケーション局「持続可能な開発目標 カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン」(2019)

(2) 子どもに関わる取組の見える化

次に、二つ目として「戸田型 15 年教育」では、理念の浸透を図ると同時に「子どもに関わる取組の見える化」を進めていくことが重要である。

草加市の「幼保小中を一貫した草加の教育」では、子ども教育連携の基本理念を概念図（図表 32）として示し、目指す「草加っ子」（15歳の姿）に向け、子どものステージごとに重要なポイントを紹介し、市民にとっても一貫した教育がわかりやすいものとなっていた。さらに、子育てリーフレットなどを通じて、草加市で意識されている接続期に重要な視点や、子育て世帯に必要な情報を節目ごとに発信するなど、様々な取組を通じて一貫した教育の見える化が進んでいる状況であった。

一方で、本市独自の「戸田型 15 年教育」については、学校や学習の内容に限定した接続期を重視する一貫した教育ではなく、誰一人取り残さない、支援が必要な子どもに対して一つの部署で対応するのではなく、必要に応じて情報の共有を図り、連携しながら支えていくことを重視したものである。そこで、庁内外に向けて情報をわかりやすく伝達するようなルールをつくり、情報を共有し、こぼれ落ちそうになっても再びそのルールに戻していけるような仕組みを構築する必要がある。

そこで、まずは市民向けに子どもに関わる取組の見える化し、図表 37 のように、0歳から 15 歳までの必要な取組がまとまり、わかりやすく紹介する「戸田型 15 年教育」に関する「簡易版リーフレット」と「ホームページ」の作成について提案したい。

図表 37：(一例) 子育てカレンダー

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | |
|--|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------|--|-----|-----|--|
| ♥ 出産したら… | こんにちは赤ちゃん訪問 P6 | | | | | | | | | | | | | | | | 福祉保健センター 446-6484 | | | |
| | 4か月児健診 | | | | | | | | | | | | | | | | ※乳幼児健診のご案内は、健診月の前月末までに個別に郵送します。 ※戸田市乳幼児健康ダイヤル24は、就学前までの子どもを持つ保護者の方を対象に24時間365日専用ダイヤルでお受けします。 ダイヤル番号は福祉保健センターにお問い合わせください。 | | | |
| | 離乳食学級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1歳児健診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1歳8か月児健診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2歳6か月児歯科健診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3歳6か月児健診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5歳児発達健診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 就学時健診 P22 学務課(内線448) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子育て相談ルーム(面接) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戸田市乳幼児健康ダイヤル24(電話) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ブックスタート(ブックスタートの案内と絵本の提供) ※福祉保健センターでの「4か月児健診」の際に実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | 生涯学習課 図書館担当 442-2802 | | | | |
| 保 育 園 P14 | | | | | | | | | | | | | | | | 保育幼稚園室 (内線235・276・282・288) | | | | |
| 病 児 ・ 病 後 児 保 育 P16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子 育 て 支 援 セ ン タ ー P8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 時 保 育 P17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家 庭 保 育 室 P15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼 稚 園 P15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産前産後支援ヘルプサービス事業 P4 | | | | | | | | | | | | | | | | こども家庭課 (内線450・454・462) | | | | |
| 一 時 預 かり P16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ファミリー・サポート・センター、緊急サポート P16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親子ふれあい広場 P8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 者 支 援 事 業 P20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| シ ョ ー ト ス テ イ P17 | | | | | | | | | | | | | | | | 児童青少年課 (内線455・689) | | | | |
| トワイライトステイ P22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放 課 後 子 ども 教 室 P22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学 童 保 育 室 P23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こ ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー P20 433-2222 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学援助制度 P22 学務課(内線310) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童センタープリムローズ 422-1033 児童センターこどもの国 443-2387 P11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青 少 年 の 居 場 所 P22 児童青少年課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青 少 年 の 広 場 P22 (内線314・669) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出所：戸田市子育て応援ブック（2019）

図表 37 が掲載されている戸田市子育て応援ブックは、0 歳から 18 歳までの子どもを持つ保護者向けの冊子であり、この中では必要な情報がわかりやすくまとまっている。このような一覧を参考に、市民に向けて簡易的なリーフレットを作成したり、市ホームページ内に 0 歳から 15 歳までの取組がまとまったページを作成したりするなど、本市では切れ目ない支援や取組が進んでいることを情報発信していきたい。

また、本調査では、現状把握を進めるなかで、子どもに対する既存の取組や今日的な問題点、その解決に向けて実施している連携内容など、子ども・子育て支援や教育に関する取組をカテゴリー別に整理（図表 24）したところである。ここでは、問題意識の共有が図られるだけでなく、整理した内容を見ながら情報の共有が進み、更に連携の可能性なども WT 研究会の中で意見があがったところである。

そこで、子どもに関する既存の取組や問題点、その解決に向けた取組について、庁内向けに見える化することも必要である。庁内の情報共有などから、こぼれ落ちそうな子どもの救済につなげたり、子どもの教育機会の格差を縮小させたりするなど、全庁的に取り組んでいくための見える化を進めていくことが有効であると考えます。

（3）庁内連携の強化

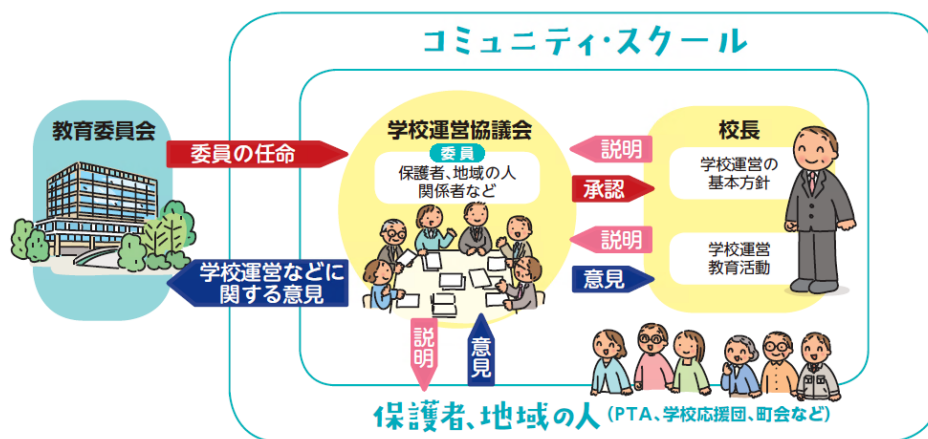
続いて、三つ目として「戸田型 15 年教育」を実現させるためには、庁内の連携を更に強化していくことが必要である。

「戸田型 15 年教育」では、「縦の連携」だけでなく、家庭や地域、学校などの「横の連携」も示されている。しかし、調査を進めるなかで、地域などとの連携についても議論したところであるが、本市では、既に地域や学校との連携体制が構築されていることがわかった。

例えば、本市では、2018 年度から市内全小・中学校に学校運営協議会を設置し、全ての学校が「コミュニティ・スクール」となっている。コミュニティ・スクールでは、保護者や地域住民、その他関係者などをつくる学校運営協議会が、学校運営の基本方針の承認をしたり、学校運営への意見を述べたり、教育委員会に教職員の任用について意見を述べたりする役割を担うなど、学校運営に地域ニーズや意見を反映させている。

コミュニティ・スクールのイメージとしては、図表 38 のとおりである。

図表 38：コミュニティ・スクールのイメージ図



出所：広報戸田市 2019 年 1 月 1 日号 (2019)

本市では、これまでも地域とのつながりをもって教育活動を進めてきたが、コミュニティ・スクールとなったことで、更に地域の主体的な意見や支援を学校に取り入れることができるようになってきている。地域に根ざした学校づくりや学校と地域で目標の共有などが進み、協働体制が充実している状況である。なお、文部科学省の調査によると、2019年5月現在、コミュニティ・スクールの導入率としては、小学校で24.1% (4,618校)、中学校で22.7% (2,099校) となっており、このことから本市では地域との連携が進んでいることがわかる。

この他にも、子どもに関わる部署で様々な連携が進んでいることから、庁外よりもまずは庁内の連携を進めていくことが必要であるとの認識で一致した。庁内連携を進めることで、その結果として庁外関係者との情報共有や連携が進むものとする。

また、草加市では、子ども教育の連携によって課題を解決するという視点を中心にスタートしており、その後一貫した教育の推進につながっている。福井県においては、2018年度までの確認できた範囲内の状況ではあるが、知事と教育長の政策合意文書において「福井型18年教育」の進化が明記され、これまで部局間連携を通じて推進されてきたところである¹⁸。今後「戸田型15年教育」を実現していくためには、関係部局の共通認識の下、庁内の連携を更に強化することが必要であり、その点について提案したい。

これまでも総合教育会議をはじめとする会議において、地域の実情に応じた教育や子どもに対する支援など、連携が必要な重点的な施策を協議・調整してきたところである。そのため、これらの会議等において「戸田型15年教育」の視点も踏まえて議論されることで、連携の強化につながっていくものとする。

特に、前述のとおり、「戸田市では『誰一人取り残さない』という理念に必要な視点として、「外国人の子どもに対する対応」「障がい児への支援」「児童虐待への対応」「子

¹⁸ 福井県教育委員会「『福井ふるさと元気宣言』推進に関する政策合意」(2018)より

どもの貧困対策」といった、多様なニーズに対する支援は、関係部局の連携によって充実していくものであり、この視点を踏まえて取り組むことが今後より一層重要である。

なお、WT 研究会の議論においては、「戸田型 15 年教育」の実現に向けて常設で新たな組織を設置すべきか、PT のような体制で協議を重ね、発展させていくべきかなどの議論もあった。具体的に進めていくためには、仕組みや体制だけでなく、人や予算などが必要であり、この点についても検討していく必要があるとの意見があった。さらに、アドバイザーからは、PT で進めていく場合その時間は既存の業務から外れてしまうため、業務量が増えて効率が悪くなる可能性について指摘があった。そこで、PT として活動することの手当を十分に考えることが必要であるとのアドバイスをいただいたところである。

今後、今回の調査結果等を活かしていただくことで、次のステージへと発展し、「戸田型 15 年教育」の実現・推進につながることを期待するところである。

第6章 おわりに

「戸田型 15 年教育」の実現に向けた調査では、子どもに関わる関係部署による戦略会議や WT 研究会を通じて、現状把握や課題設定、更には方策の提案までつなげてきたところである。今回、「戸田型 15 年教育」の調査において当初から求められていた(1)行政の組織体制に横串を指して教育委員会と市長部局の連携を深めること、更には(2)子どものためを第一に考えた、本市独自の 0 歳から 15 歳までの切れ目のない一貫性のある教育を検討すること——の二点を進めることができたものとする。

一般的な会議では、各回の議題に関連する事務局案に対して参加者が意見を述べる程度で終わることが多いなか、今回の調査においては、参加者それぞれが意見を出し合い議論を深めた結果、子どものためを第一に考えて必要な取組の見える化や、問題解決に向けて前進したものとする。今後、子どもの最善の利益を目指して関係部署が手を取り合い、市長部局と教育委員会との連携が今まで以上に進んでいくことで、一人でも多くの子どもたちの可能性を最大限に開花させる「戸田型 15 年教育」が実現することを期待したい。

また、今回「戸田型 15 年教育」の理念としては「戸田市では子どもたちを『誰一人取り残さない』」を提案したところである。この「誰一人取り残さない」というメッセージは、調査関係者で共通する考えであったが、こういった子どもをフォローする姿勢を広く発信することにより、配慮や支援が必要な住民を呼び込んでしまうおそれがあるとの意見も一部であった。しかし、本市としては、マイナス面以上に子どものためを第一に考えた取組が進むことのプラス面の方が圧倒的に勝ると結論付けている。

なお、今回は、学習や学校などの教育というよりも、もっと広義の意味で捉え、調査を進めていった。教育基本法における教育の目的として「人格の完成」や「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」と規定しており、同法第 4 条では教育の機会均等として「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。(略)差別されない。」とし、障がい児や貧困の子どもに対しても地方公共団体は必要な支援をすることとなっている。そのため、先行的な「教」える学習環境だけでなく、子どもを「育」むフォロー体制も「教育」には欠かすことができないものである。この点も本市の魅力として向上させることで、更に輝く「教育のまち」となることを期待したい。

結びに、今回の調査結果が「戸田型 15 年教育」の実現に向けたきっかけとして活用されることを期待し、全体の総括とする。

【主な参考文献・資料】

- ・埼玉県 (2015) 「埼玉教育の振興に関する大綱」
- ・埼玉県 (2015) 「埼玉県子育て応援行動計画」
- ・埼玉県 (2018) 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」
- ・埼玉県・埼玉県教育委員会 (2019) 「第3期埼玉県教育振興基本計画」
- ・埼玉県教育委員会 (2012) 「接続期プログラム」
- ・草加市教育委員会 (2016) 「第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」
- ・草加市教育委員会 (2019) 「草加市幼保小中一貫教育プログラム」
- ・戸田市 (2015) 「戸田市子ども・子育て支援事業計画」
- ・戸田市 (2015) 「戸田市スポーツ推進計画」
- ・戸田市 (2016) 「戸田市第4次総合振興計画 後期基本計画」
- ・戸田市 (2016) 「戸田市の教育振興に関する大綱」
- ・戸田市 (2016) 「第10次戸田市交通安全計画」
- ・戸田市 (2018) 「第4期戸田市地域福祉計画」
- ・戸田市 (2018) 「戸田市障がい者総合計画」
- ・戸田市 (2019) 「戸田市多文化共生推進計画」
- ・戸田市 (2019) 「戸田市子どもの実態把握調査報告書」
- ・戸田市・戸田市教育委員会 (2016) 「第3次戸田市教育振興計画」
- ・戸田市防災会議 (2017) 「戸田市地域防災計画」
- ・内閣府 (2016) 「子供・若者育成支援推進大綱」
- ・福井県 (2015) 「教育に関する大綱」
- ・福井県教育委員会 (2015) 「福井県教育振興基本計画」
- ・福井県教育委員会 (2018) 「『福井ふるさと元気宣言』推進に関する政策合意」
- ・文部科学省 (2018) 「第3期教育振興基本計画」
- ・ジェームズ・J・ヘックマン (2015) 「幼児教育の経済学」 東洋経済新報社
- ・志水宏吉 (2005) 「学力を育てる」 岩波新書
- ・志水宏吉 (2014) 「「つながり格差」が学力格差を生む」 亜紀書房
- ・福井らしさを探る会 (2015) 「福井県の教育力の秘密」 学研プラス
- ・牧瀬稔・戸田市政策研究所・戸田市教育委員会 (2019) 「共感される政策をデザインするー公民連携による戸田市の政策づくりと教育改革ー」 東京法令出版

< 参考資料 >

1. 戸田市まちづくり戦略会議の調査過程

| | |
|------|---|
| 第1回 | 2019年7月22日(月) 午前10時～午前10時20分 議事 (1) 調査研究テーマについて (2) 今後のスケジュールについて 2019年度まちづくり戦略会議では、「戸田型15年教育」の実現に向けた調査研究を実施することとなった。 |
| 第2回 | 2019年10月24日(木) 午前9時57分～午前10時53分 議事 (1) 子どもに対する既存の取組について (2) 子どもに関する課題について (3) 「戸田型15年教育」の定義について その他、調査研究の方向性等に関する議論 |
| 第3回 | 2019年12月24日(火) 午前9時57分～午前11時10分 議事 (1) 報告書の構成等について (2) 主要課題及び解決に向けた取組について (3) 「戸田型15年教育」の定義等について その他、各種データや次回WT研究会で議事等に関する議論 |
| 事前調査 | 確認事項 (1) 「戸田型15年教育」に係る定義・理念(案)について (2) 調査データの追加・修正について |
| 第4回 | 2020年3月17日(火) 午後1時30分～午後2時20分 議事 (1) 調査報告書(案)について その他、市長への提言についての確認 |
| 市長提言 | 2020年3月27日(金) 午前9時30分 会長説明「まちづくり戦略会議 調査報告書について」 |

2. 戸田市まちづくり戦略会議要綱

平成15年3月28日

告示第53号

(設置)

第1条 人口減少社会において、戸田市が自己決定及び自己責任を基本理念とする個性豊かな自立したまちであるために、住民ニーズに呼応した先端施策等を調査研究することで、新たな政策を提言するため、戸田市まちづくり戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(調査研究課題)

第2条 会議は、次に掲げる課題等のうち必要と認める事項に対して調査研究を行う。

- (1) 革新的な行政運営に係る施策の創造に関すること。
- (2) 行政全般に係る新規重要課題に関すること。
- (3) 行政全般に係る新規重要施策に関すること。
- (4) その他市長が命じた課題等に関すること。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる職にある者のうち市長が任命するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 総務部次長、財務部次長、市民生活部次長、環境経済部次長、福祉部次長、こども青少年部次長、都市整備部次長、市民医療センター次長、消防本部次長、教育委員会事務局次長、上下水道部次長及び危機管理防災課長
- (2) その他市長が必要と認める職

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、必要に応じ、会長に会議の招集を求めることができる。

(提言)

第6条 会長は、調査研究の結果を市長に提言するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策秘書室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第47号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第51号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第331号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第66号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年5月18日から施行し、改正後の戸田市まちづくり戦略会議要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成29年5月11日から施行し、改正後の戸田市まちづくり戦略会議要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成30年7月27日から施行する。

3. 戸田市まちづくり戦略会議委員一覧

| | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---|------------|-------|--------------|
| 1 | 福祉部次長 | 香林 勉 | 会 長 |
| 2 | 市民生活部次長 | 後藤 英明 | 副会長 |
| 3 | 総務部次長 | 秋元 幸子 | |
| 4 | 環境経済部次長 | 佐藤 健治 | |
| 5 | こども青少年部参事 | 梶山 浩 | |
| 6 | 教育委員会事務局次長 | 佐藤 尚子 | 2019年9月19日より |
| 7 | 危機管理防災課長 | 細井 高行 | |

任期：2019年7月22日～2020年3月31日

4. 「戸田型 15 年教育」ワーキングチーム研究会の調査過程

| | |
|---------------|---|
| 第 1 回 | 2019 年 7 月 29 日（月）午後 3 時～午後 4 時 30 分 議事 （1）子どもに関する既存の取組について （2）子どもを取り巻く環境及び課題について WT 研究会の目的や調査内容の共有を図るとともに、アドバイザーの進行に従い 2 チームに分かれて議論を行った。 |
| 事前 調査 ① | 確認事項 （1）「戸田型 15 年教育」の定義（案）及び理由について （2）子どもに関する取組の確認について |
| 第 2 回 | 2019 年 10 月 8 日（火）午後 3 時～午後 5 時 議事 （1）子どもに関する課題解決に向けた連携について （2）「戸田型 15 年教育」の定義について その他、各研究員が考える「戸田型 15 年」の定義やその理由に関する議論 |
| 事前 調査 ② | 確認事項 （1）（カテゴリー別）子どもに関する今日的な問題について （2）解決に向けた連携等について |
| 第 3 回 | 2019 年 12 月 11 日（水）午前 8 時 44 分～午前 10 時 46 分 議事 （1）各種別（カテゴリー）における課題について （2）課題解決に向けた取組及び連携について その他、まちづくり戦略会議の意見や配慮が必要な子どもに対する支援等に関する議論 |
| 第 4 回 | 2020 年 2 月 6 日（木）午前 8 時 45 分～午前 10 時 40 分 議事 （1）これまでの調査研究経過について （2）「戸田型 15 年教育」の定義及び基本理念について （3）「戸田型 15 年教育」実現に向けた方策等について その他、まちづくり戦略会議の意見や「戸田型 15 年教育」のメリット・デメリットに関する議論 |

5. 「戸田型15年教育」ワーキングチーム設置要領

令和元年7月1日副市長決裁

(設置)

第1条 「戸田型15年教育」の実現に向けた調査を行うため、戸田市政策研究所設置要綱第5条に基づき、「戸田型15年教育」ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(ワーキングチームの役割)

第2条 ワーキングチームは、戸田市のすべての子供たちがこれからの変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けることができるよう、保育園や幼稚園、小学校、中学校等の連携並びに家庭や地域、学校等との連携を強化し、0歳から15歳までの切れ目のない一貫性のある「戸田型15年教育」の実現に向けた調査を行い、結果を戸田市まちづくり戦略会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、別表の研究員をもって組織する。

(任期)

第4条 研究員の任期は、任命の日から令和2年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームに会長及び副会長を置く。

- 2 会長は経営企画課長をもって充て、副会長は政策秘書室担当課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(研究会)

第6条 ワーキングチームの研究会（以下「研究会」という。）は、会長が招集する。

- 2 研究会は、研究員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 研究員が研究会に出席できないときは、当該研究員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、研究員以外の者に対し研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第7条 ワーキングチームの調査及び研究会の円滑な運営を図るため、専門的な立場からの指導、助言等を行うアドバイザーを置く。

(庶務)

第8条 ワーキングチーム及び研究会の庶務は、政策秘書室において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、副市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

| 所属 | 職名 |
|----------|---------------|
| 政策秘書室 | 政策秘書室担当課長 |
| 総務部 | 経営企画課長 |
| 市民生活部 | 協働推進課長 |
| | 防犯くらし交通課長 |
| | 文化スポーツ課長 |
| 環境経済部 | みどり公園課長 |
| 福祉部 | 生活支援課長 |
| | 障害福祉課長 |
| | 福祉保健センター担当課長 |
| こども青少年部 | こども家庭課長 |
| | 保育幼稚園室担当課長 |
| | 児童青少年課長 |
| 教育委員会事務局 | 学務課長 |
| | 教育政策室担当課長 |
| 危機管理防災課 | 危機管理防災課防災担当主幹 |

6. 「戸田型 15 年教育」ワーキングチーム研究員一覧

| | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|----|--------------|--------|-----|
| 1 | 経営企画課長 | 並木 皓人 | 会 長 |
| 2 | 政策秘書室担当課長 | 住野 昌洋 | 副会長 |
| 3 | 協働推進課長 | 遠藤 康雄 | |
| 4 | 防犯くらし交通課長 | 川上 裕丈 | |
| 5 | 文化スポーツ課長 | 木村 欣司 | |
| 6 | みどり公園課長 | 寺尾 亮 | |
| 7 | 生活支援課長 | 高橋 正展 | |
| 8 | 障害福祉課長 | 鎌田 陽子 | |
| 9 | 福祉保健センター担当課長 | 渡辺 純子 | |
| 10 | こども家庭課長 | 石橋 晴美 | |
| 11 | 保育幼稚園室担当課長 | 太田 美津子 | |
| 12 | 児童青少年課長 | 岩崎 一昭 | |
| 13 | 学務課長 | 片岡 昭博 | |
| 14 | 教育政策室担当課長 | 川和田 亨 | |
| 15 | 危機管理防災課主幹 | 小山 哲治 | |

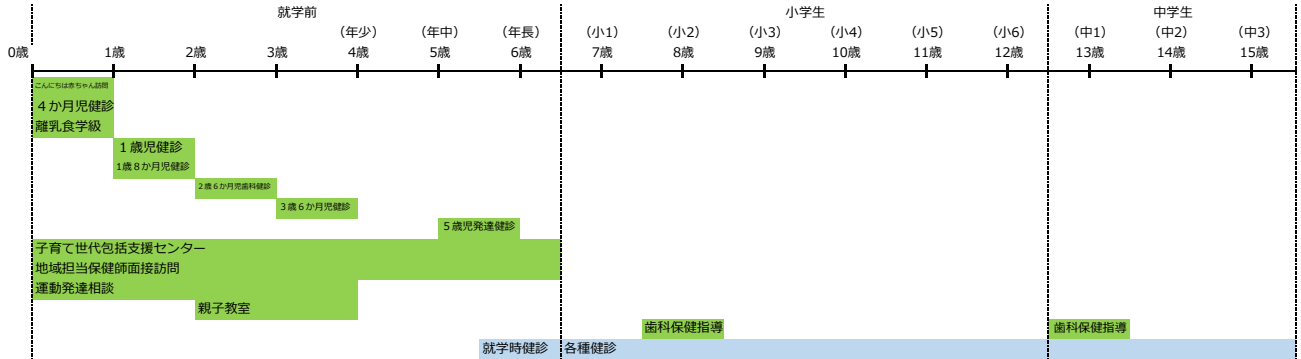
任期：2019年7月29日～2020年3月31日

アドバイザー

| | | | |
|---|--------------|------|--|
| - | 関東学院大学法学部准教授 | 牧瀬 稔 | |
|---|--------------|------|--|

【1 保健】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組



(2) 今日的な問題

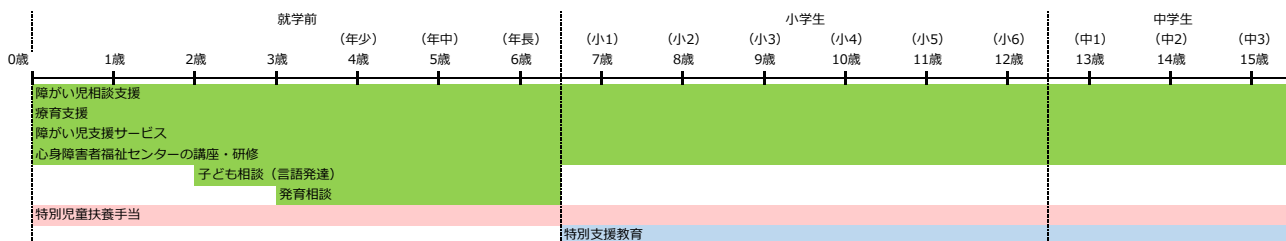
| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------|----------|------------------------|---------------------|--------|-------------------------------|
| 1 | 核家族化による育児の理解力（育児手技子どもの発達）の低下、育児不安 | 電話・面接・訪問等による相談 乳幼児健診の実施 | 0歳～就学前 | 福祉保健センター | 庁内 こども家庭課 保育幼稚園室 | 母子保健法 子ども・子育て支援法 | - | 相談支援体制の強化 子育て中の親同士の交流の場の確保 |
| 外 | 日本語の理解の不十分な外国籍妊婦や子育て世代への支援 | 外国籍妊婦には妊娠中から関わる仕組みづくり 通訳によるサービスの伝達 | 妊婦 0歳～就学前 | 福祉保健センター | 庁内外 国際交流協会 | 母子保健法 子ども・子育て支援法 | - | 語学学習の場の増加 通訳の人材確保 |

| No. | カテゴリー |
|-----|---------|
| 1 | 保健 |
| 2 | 療育・発達支援 |
| 3 | 手当・助成 |
| 4 | 講座・イベント |
| 5 | 保育 |
| 6 | 保育園・幼稚園 |
| 7 | 相談 |
| 8 | 学校・学習 |
| 9 | 広場・施設 |
| 10 | 安全・安心 |

- 福祉部
- こども青少年部
- 教育委員会
- 市民生活部
- 危機管理防災・政策秘書室・環境経済部

【2 療育・発達支援】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

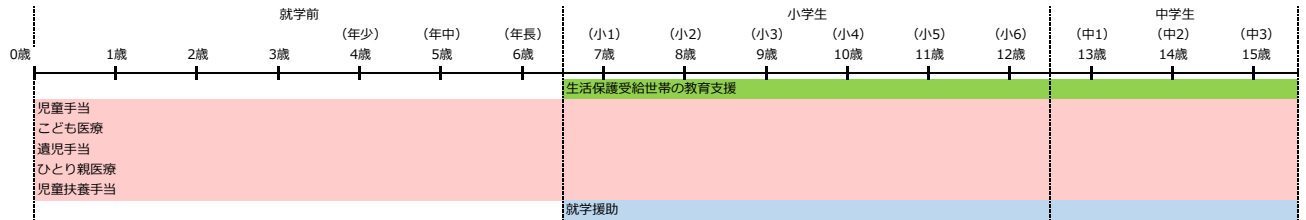


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|------------------------------------|--|------------|-------------------|-----|----------------------|--------|-----------------------------|
| 障 | 相談先がわからない | しおり・広報・HP・イベント等で周知を強化 | 0歳～中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 | 相談支援事業所、福祉事業所、町会・自治会 | - | - |
| 障 | 利用できる制度やサービスがわからない | しおり・広報・HP・イベント等で周知を強化 | 0歳～中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 | 相談支援事業所、福祉事業所、町会・自治会 | 500 | - |
| 障 | 特別支援学校がない | 県教育委員会への働きかけ | 6歳～15歳 | 学務課 | 庁外 | 県教育委員会 | - | - |
| 障 | 特別支援学級が一部の学校に未設置（未設置校：小学校3校・中学校2校） | 特別支援教育推進委員会（教育委員会関係各課）において、保護者・児童生徒のニーズを丁寧に把握しながら、学校の規模等を踏まえ、計画的な設置を検討 | 小学生 中学生 | 教育政策室 | 庁内 | 教育総務課 学務課 | - | ニーズの把握 教室数の確保 担当教員の育成 |

【3 手当・助成】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

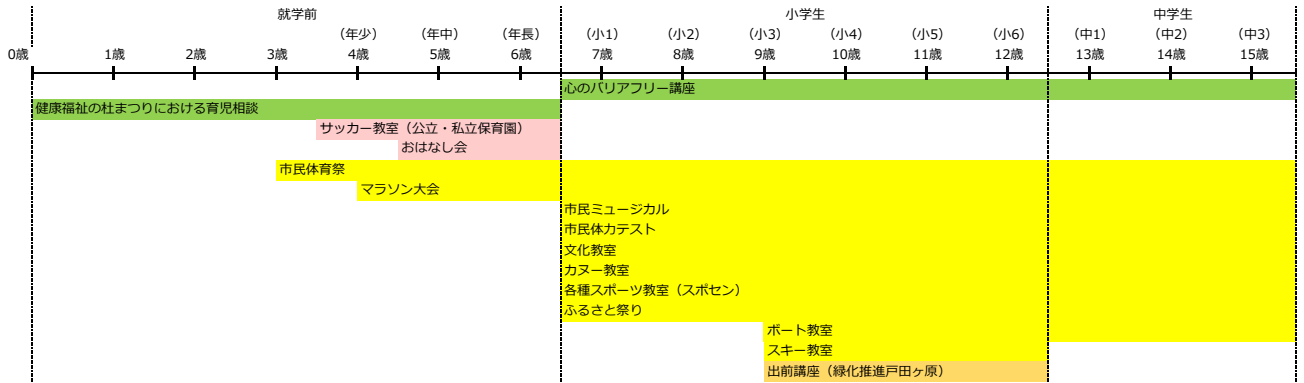


(2) 今日的課題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|------------|-------------------------------|-------------------|--------|------------|---------------------------|---------|-----------------------|
| 外 | 外国籍の子どもの問題 | 児童手当、こども医療、遺児手当、ひとり親医療、児童扶養手当 | 制度により異なる | こども家庭課 | - | 戸田市こども医療費条例、戸田市遺児手当支給条例 他 | - | 日本語のわかる人の同席がないと手続きが困難 |
| 貧 | 子どもの貧困対策 | 就学援助事業 | 公立の小・中学校に在籍する市内住者 | 学務課 | 庁外 市内小・中学校 | 戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱 | 151,817 | - |

【4 講座・イベント】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

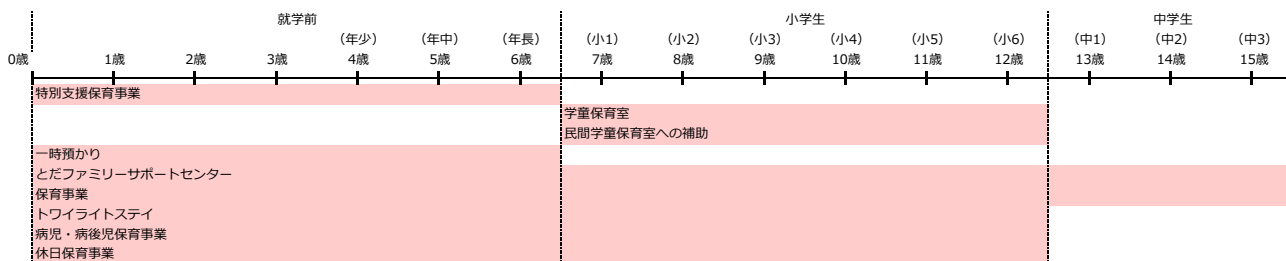


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組 (手段) | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠 (条例・規則、要綱、要領、協定等) | 予算 (千円) | 問題点 |
|-----|--------------------|-------------------------------|---------|--------|--------------------------|----------------------|---------|-----|
| 1 | 障がいへの理解、共生意識の醸成 | イベントや地域等で、心のバリアフリーの周知啓発、講座の実施 | 0歳~中学生 | 障害福祉課 | 庁内外 幼稚園、保育園、小・中学校、町会等 | - | 500 | - |
| 2 | 幼児期における多様な動きの獲得 | サッカー教室の実施 | 4・5歳児 | 保育幼稚園室 | 庁外 Esforcoサッカーキャラバン | - | - | - |
| 3 | お話しの世界の楽しさを知る | おはなし会の実施 | 4・5歳児 | 保育幼稚園室 | 庁内外 おはなしボランティア | - | - | - |
| 4 | 伝統芸能 (神輿・流し踊り) の伝承 | ふるさと祭りにおける、こども神輿の体験、流し踊りを見学 | 小学生~高校生 | 協働推進課 | 庁内外 ふるさと祭り実行委員会 | - | - | - |
| 5 | 市民が作る祭りとして青少年の社会貢献 | ふるさと祭り開催中の清掃ボランティア活動 | 小学生中学生 | 協働推進課 | 庁内外 ふるさと祭り実行委員会 | - | - | - |

【5 保育】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

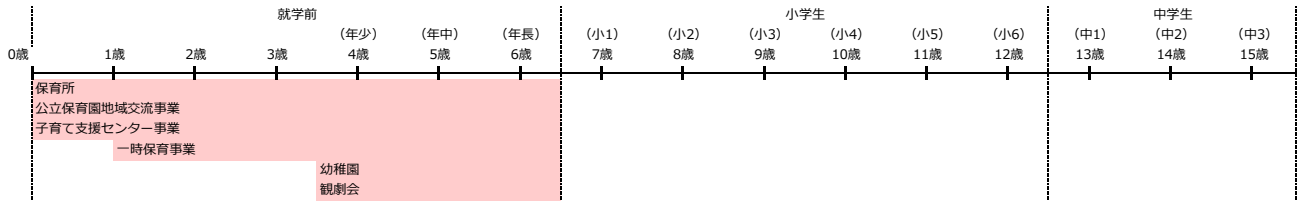


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|---------------------------|-----------------------|-------------|--------|---|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 両親が共働き核家族 | とだファミリー・サポート・センター事業 | 0歳～小学生 | こども家庭課 | 庁外 社会福祉協議会 | とだファミリー・サポート・センター事業実施要綱、とだファミリー・サポート・センター会則 | 7,625 | 協会員、両会員の不足 |
| 2 | 配慮を必要とする乳幼児の受入れ | 認可保育所全園による特別支援保育事業の実施 | 0歳～就学前 | 保育幼稚園室 | 庁内外 公立保育園・私立保育園 | 戸田市特別支援保育実施要綱 | 45,600 | 保育士不足により、加配保育士の配置が難しい場合もある |
| 3 | 配慮を必要とする乳幼児への適切な保育の提供 | 発達心理士や専門職員による巡回指導 | 0歳～就学前 | 保育幼稚園室 | 庁内外 保育幼稚園室 専門職員 児童発達支援センター 福祉保健センター | 戸田市特別支援保育実施要綱 | 360 | 配慮を必要とする児が増えている |
| 4 | 病気及び病後回復期における保育の提供 | 病児・病後児保育の実施 | 生後57日～12歳未満 | 保育幼稚園室 | 庁外 病児保育室太陽の子北戸田 戸田中央総合病院病児保育室ひまわり 病児保育室きらら | 戸田市病児・病後児保育事業実施要綱 | 35,126 | - |
| 5 | 休日における保育の提供 | 休日保育事業 | 生後10か月～就学前 | 保育幼稚園室 | 庁外 こだま虹保育園 | 戸田市休日保育事業実施要綱 | 200 | 就労以外で預ける保護者が増え、現場は対応に苦慮している |
| 6 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の安全確保 | 学童保育室の運営 | 小学生 | 児童青少年課 | - | 戸田市学童保育室条例 戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 335,300 | 保育人員の不足及び保育内容の充実 |
| 7 | 公立学童保育室における待機児童問題 | 民間学童保育室の誘致（補助金の交付） | 小学生 | 児童青少年課 | - | 戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 221,500 | 保育需要の適正な把握 |

【6 保育園・幼稚園】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

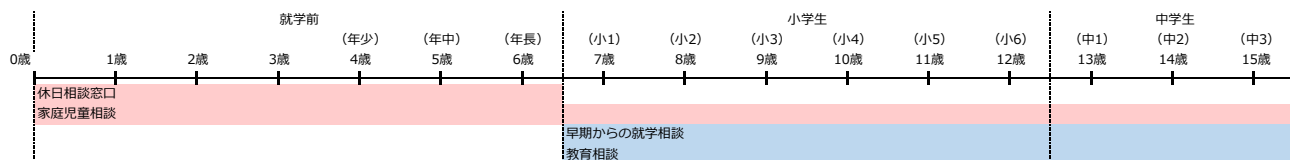


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|--|---|--------|--------|--------------------------------|---------------------|--------|-----|
| 1 | 保育園の不足 | 新規保育園の開設 | 0歳～就学前 | 保育幼稚園室 | 庁外 株式会社エデュリー | 子ども・子育て支援計画 | 32,000 | - |
| 2 | 待機児童の多い1・2歳児クラス児への対応 | 新設園の空いている保育スペースを活用し、期間限定で1・2歳児クラスの児を預かる（定期保育利用） | 1・2歳児 | 保育幼稚園室 | 庁外 私立保育園（5園） | 戸田市定期保育事業実施要綱 | - | - |
| 3 | 保育所に入所していない乳幼児の保育及び（緊急的・一時的に保育が必要な）保護者への支援 | 認可保育所による一時保育の実施 | 1歳～就学前 | 保育幼稚園室 | 庁内外 公立保育園（3園） 私立保育園（10園） | 戸田市一時保育実施要綱 | 35,600 | - |

【7 相談】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

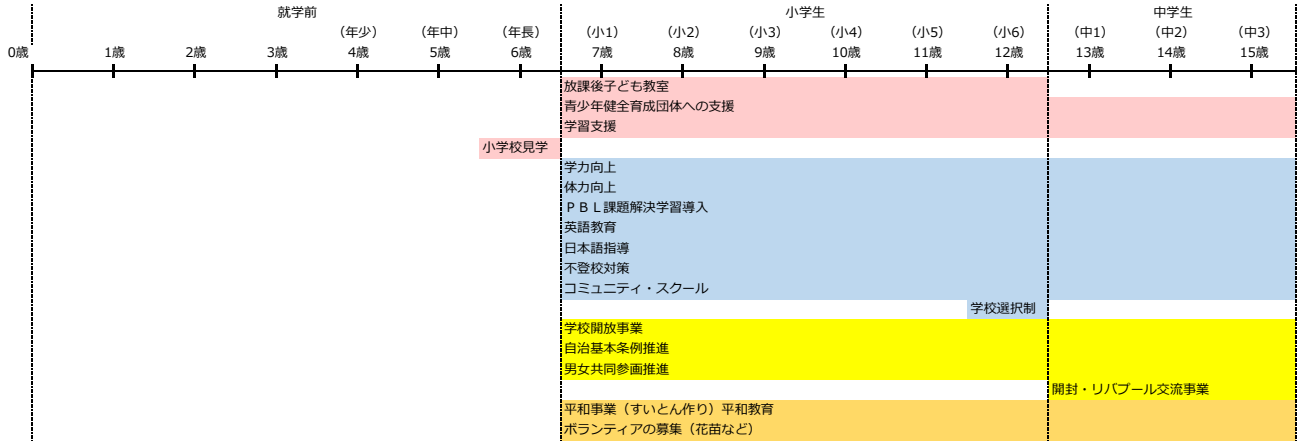


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組 (手段) | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠 (条例・規則、要綱、要領、協定等) | 予算 (千円) | 問題点 |
|-----|--------------------|---|------------|-------------------|-----|--|---------|--------------------------------------|
| 6 | 相談先がわからない | しおり・広報・HP・イベント等で周知を強化 | 0歳~中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 | 小中学校、保育園・幼稚園、児童、相談支援事業所、福祉事業所、町会・自治会等 | 500 | - |
| 6 | 利用できる制度やサービスがわからない | しおり・広報・HP・イベント等で周知を強化 | 0歳~中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 | 小中学校、保育園・幼稚園、児童、相談支援事業所、福祉事業所、町会・自治会等 | - | - |
| 6 | 児童虐待 | 戸田市障がい者虐待防止センターと連携強化 | 0歳~中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 | 小中学校、保育園・幼稚園、児童、相談支援事業所、福祉事業所、町会・自治会等 | - | 個人情報保護、保護者支援 |
| 6 | 児童虐待 | 家庭児童相談 | 妊娠中~ | こども家庭課 | 庁内外 | 保育幼稚園室 児童青少年課 福祉保健センター 教育政策室 保育園・幼稚園 小・中(・高等)学校 児童相談所 保健所 警察 等 | 29,242 | 家庭の子育て力の低下 相談及び通告件数の増加 通告連絡の周知 |
| 5 | 子育てや入所に関する不安 | 日曜開庁日の保育相談の受付 保育コンシェルジュの配置 | 妊娠中~就学前 | 保育幼稚園室 | - | - | - | - |
| 6 | 発達障害等の5歳児の就学対応 | 5歳児検診における早期教育相談 年長児の保護者を対象とした早期就学相談 (4月から早期の就学説明会と個別相談会を5回程度実施) 教育センター職員による保育幼稚園訪問 | 5歳児 | 教育政策室 | 庁内 | 福祉保健センター 保育幼稚園室 | 2,820 | 増加するニーズへの対応 |
| 7 | 教育相談機会の確保 | 質の高い教育相談の実施のために専門的な企業から教育心理専門員等を教育センター及び小学校に配置 | 小学生 中学生 | 教育政策室 | 庁内外 | こども家庭課 南児童相談所 | 45,893 | 増加するニーズへの対応 多様化する相談内容 |

【8 学校・学習】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

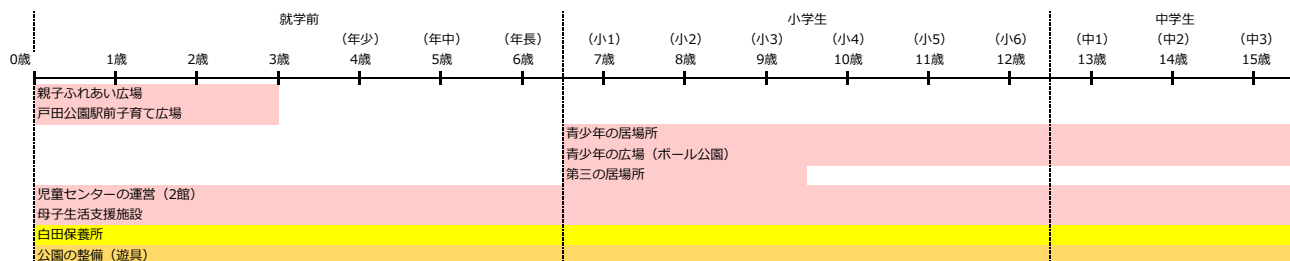


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|-------------------------|---|-----------------|---------------|----------------------------------|--|-----------------|-------------------------------|
| 貧 | 子どもの貧困 | 子どもの学習支援事業 | 小学生 中学生 | こども家庭課 | 市内 生活支援課 社会福祉法人むつみ会 | 戸田市子どもの学習支援事業実施要項 | 6,878 | 学習支援ボランティア不足 |
| 貧 | 子どもの貧困 | ひとり親家庭等の自立支援（就労支援） | 児童扶養手当受給中等のひとり親 | こども家庭課 | 市外 ハローワーク 県福祉事務所 | 戸田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 等 | 14,100 | ひとり親家庭の自立 |
| 3 | 放課後における児童の安全・安心な居場所の確保 | 放課後子ども教室 | 小学生 | 児童青少年課 | 市内 各学校 市民 | - | 9,500 | 開催場所の確保 ボランティアスタッフの不足・高齢化 |
| 4 | 児童・青少年が多様な社会体験等ができる場の減少 | 青少年健全育成団体への支援 | 小学生～高校生 | 児童青少年課 | 市外 各青少年団体 | 市補助金交付規則 各補助金交付要綱 | 7,500 | 各団体における構成員（児童・青少年）の減少 |
| 外 | 外国籍の子どもの就学の問題 | 保護者 学年繰下げ 夜間中学への入学案内 | 6歳～15歳 | 学務課 | 市内 学務課 市内小中学校 川口市教育委員会 | - | - | 本来就学義務がない児童・生徒に対する対応が確立されていない |
| 6 | これからの変化の激しい時代を生き抜く力の育成 | 21世紀型スキル、汎用的スキル、非認知スキルの育成をPBLや英語教育等により推進 | 小学生 中学生 | 教育政策室 | 市内 児童生徒が解決する課題に関連する関係課や地域や企業等 | 学習指導要領 | 1,820 | PBL推進のための外部機関との連携 |
| 7 | 児童生徒の体力 | 体力向上に係る委員会の設置 | 小学生 中学生 | 教育政策室 | 市内 保育幼稚園室 文化スポーツ課 | 保育所保育指針 幼稚園教育要領 学習指導要領 | 7,887 | - |
| 外 | 日本語が話せない外国籍の子供の増加 | 教育センター日本語指導員5名（市費）と日本語指導教員加配7名（R1・県費）で各学校における個別指導を週1～2回実施 | 小学生 中学生 | 教育政策室（教育センター） | 市内 学務課 | 日本語教育の推進に関する法律 日本語指導員活用要項 日本語指導対応加配校教員配置要項 | 2,992 （市費のみ） | 増加するニーズへの対応 |
| 9 | 不登校児童生徒の教育機会の確保 | 教育センター内の不登校児童生徒の支援センター「すてっぷ」を令和元年度から専門の民間企業に委託し開設 | 小学生 中学生 | 教育政策室（教育センター） | 市外 業務委託先の民間企業 | 教育機会確保法 教育支援センターすてっぷ 要項 | 13,952 | 増加するニーズへの対応 |
| 10 | 子どもに周知啓発及び理解 | 戸田市自治基本条例推進をするために、小学校高学年を対象にパンフレットを配布 | 小学校高学年～高校生 | 協働推進課 | - | 戸田市自治基本条例 | 不明 | - |
| 11 | 子どもに周知啓発及び理解 | 戸田市男女共同参画を推進するために、小学校高学年を対象にパンフレットを配布 | 小学校高学年～高校生 | 協働推進課 | - | 戸田市男女共同参画推進条例 | 不明 | - |
| 12 | 国際交流の促進 | 開封市、リハプール市へ青少年派遣派遣した青少年の経験を活かした経験の活用 | 中学生 高校生 | 協働推進課 | 市外 国際交流協会 | 多文化共生推進計画 | 9,888 | - |
| 13 | 参加者が少ない | 啓発チラシの配布 学校の活動とする（つながり隊、花植隊など） | 6歳～15歳 | みどり公園課 | 市内 みどり公園課 町会・自治会 小中学校 | - | - | - |

【9 広場・施設】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組

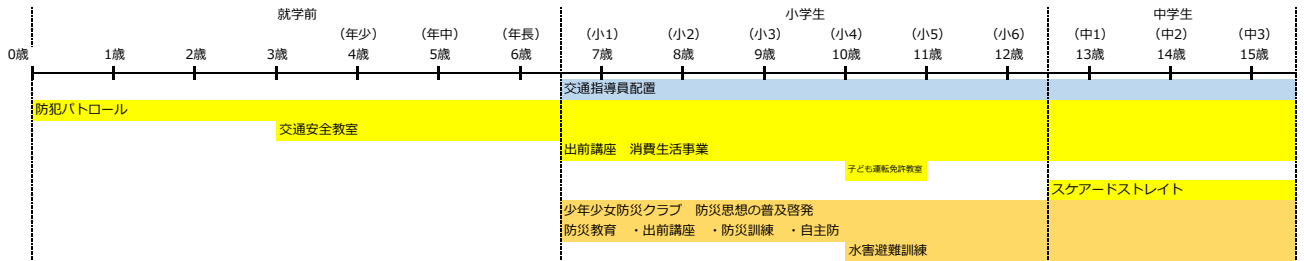


(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組（手段） | 対象 | 庁内実施主体 | 連携先 | 根拠（条例・規則、要綱、要領、協定等） | 予算（千円） | 問題点 |
|-----|-----------------|---------------------------------------|-----------------|----------|---------------------------|---------------------|---------|----------------------------------|
| 1 | 活動場所が少ない | 心身障害者福祉センター事業・機能の見直し | 0歳～中学生 | 障害福祉課 | - | - | - | 財政負担増、担い手不足 |
| 2 | 通所施設の充実 | 市内通所施設開設への働きかけ | 3歳～中学生 | 障害福祉課 | - | - | - | 財政支援増、担い手不足 |
| 3 | 安全・安心に過ごせる居場所 | 児童センターの運営 | 0歳～18歳 | 児童青少年課 | 庁外 指定管理者 地元町会 市民 | 児童センター条例 | 188,000 | 施設の老朽化（プリムローズ） 中高生の利用促進 |
| 4 | 安全・安心に過ごせる居場所 | 青少年の居場所・青少年の広場の運営 | 小学生～高校生 | 児童青少年課 | 庁内 利用する公共施設の所管課 | 青少年の広場条例 | 6,500 | ボランティアスタッフの不足 居場所開催場所、広場用地の確保 |
| 5 | 保養所のファミリー層の利用促進 | 様々な機会（イベント）における保養所の周知 広報における回覧での周知 | 0歳～18歳 （全市民） | 防犯くらし交通課 | 庁内外 協働推進課 町会・自治会 | 戸田市保養所条例 同 施行規則 | - | 回覧の配布による町会の負担 |

【10 安全・安心】子どもに対する取組と今日的な問題

(1) 既存の取組



(2) 今日的な問題

| No. | 課題 | 解決に向けた取組(手段) | 対象 | 市内実施主体 | 連携先 | 根拠(条例・規則、要綱、要領、協定等) | 予算(千円) | 問題点 |
|-----|--|--|------------|-------------------|---|---------------------------------|---|--|
| 1 | 見守り支援の担い手が不足 | 連携支援体制の構築、サポーターの育成 | 0歳~中学生 | 福祉部、こども青少年部、教育委員会 | 庁外 地域住民、事業所 | - | - | 担い手不足、支援者の高齢化 |
| 2 | 交通指導員数の増加 | 危険箇所の把握 旗振り当番の増員 | 小学生 中学生 | 学務課 | 庁外 小・中学校 | なし | 45,847 | 1度交通指導員を配置すると減らすことが困難 |
| 3 | 犯罪発生率が高い | 市職員による防犯パトロールの実施 自主防犯パトロール実施団体への支援 委託警備員による防犯パトロールの実施 | 0歳~15歳 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 警察 教育委員会 自主防犯団体 | 戸田市みんなで作る犯罪のないまち条例 | ①②防犯対策事業 総額12,258 ③パトロール委託料55,722 | 自主防犯パトロール実施団体の拡大 |
| 4 | 子どもへの声かけ等不審者発生事案が市内各地で発生している | 小学校区を単位として、通学路を中心に「見守り防犯カメラ」を整備 | 0歳~15歳 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 警察 教育委員会 小中学校、PTA 町会・自治会 | 戸田市見守り防犯カメラの設置及び運用に関する条例 | 見守り防犯カメラ整備に係る経費 19,588 | 地域との合意形成を十分図った上での設置場所の選定 |
| 5 | スマートフォンの普及等によりインターネットでのゲーム課金や商品の購入に関するトラブルが増加 | 被害に遭った子供(保護者)の相談対応。学校での出前講座の実施やチラシ、広報、HP、イベントを活用した被害防止のための情報提供 | 6歳~15歳 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 小・中学校、PTA、学童 県・国民生活センター、消費者庁 町会・自治会 | 戸田市消費生活センターの組織及び運営に関する条例、及び施行規則 | 子ども用啓発品 209 | 教育委員会との連携(教育カリキュラムにおける消費者教育の取り扱い) |
| 6 | 保育園等のお散歩中や登下校時等の交通事故に遭う幼児や児童が多い | 交通安全教室(保育園、幼稚園、小・中学校)実施 | 3歳~15歳 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 保育幼稚園室、教育政策室、歳警署、保育園、幼稚園、小・中学校 | 戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例 | 概算5,000(内訳) 人件費2,000 免許証消耗220 他消耗244 備品修繕100 保険36 委託2,400 | - |
| 7 | 自転車に関係する交通事故が多く、一人で自転車に乗り、外出する児童への交通ルールの徹底が課題 | 子ども運転免許教室(小学校4年生全員)実施 | 小学4年生 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 教育政策室、歳警署、小学校 | 戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例 | - | - |
| 8 | 若者を中心に交通マナー低下(携帯電話操作や音楽をヘッドホンで聴きながらの自転車運転等)による交通事故 | スクアードストレイト(中学生) | 中学生 | 防犯くらし交通課 | 庁内外 教育政策室、歳警署、中学校 | 戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例 | - | - |
| 9 | 防災意識の普及啓発事業 | 出前講座 | 全市民 | 危機管理防災課 | - | 地域防災計画 | - | 希望者による講座となるため、理解度の促進となる進捗率が図れず、回数による普及事業となる。R1:7回/504人、H30:12回/560人)※出前講座のみ計上 |
| 10 | 将来の地域防災を担う人材の育成 | 年間行事に基づくクラブ活動 | 小学生 中学生 | 消防本部予防課 | - | 戸田市少年少女防犯クラブ規約 | 41 市補助金 | 事業の認知度 |
| 11 | 自主性を用いた防災訓練 | 市でカリキュラムを作成し、その中から、各自主防災会において、訓練内容を決定する | 全市民 | 危機管理防災課 | 庁内外 町会・自治会 消防本部 | 地域防災計画 | 2,579 | 訓練参加者数が横ばい(R1:2,581人、H30:2,337人)訓練方法の在り方 |
| 12 | 水害に関する防災意識の向上 | 各地区において、水害避難訓練を実施し、水害に係る防災意識の啓発を図る(R1:上戸田地区、H30:美女木地区) | 全市民 | 危機管理防災課 | 庁内外 町会・自治会 消防本部 実施学校(R1:戸一小)(H30:美女木小) | 地域防災計画 | 4,400 | 台風19号を受けて、更なる普及啓発の重要性を図る必要がある。(R1:520名、H30:500名)予算には、水害避難訓練ほか、実施地区におけるワークショップ費用も計上 |

2019年度 戸田市まちづくり戦略会議 調査報告書

2020年3月

発行 戸田市まちづくり戦略会議（戸田市政策秘書室）
〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号
TEL 048-441-1800（内線）470
E-mail seisaku@city.toda.saitama.jp
